

資料目次

資料 1	熊本大学イニシアティブ 2030	P. 2
資料 2	「共創学環」設置概要	P. 12
資料 3	共創学環 3 つのポリシーの関係性	P. 13
資料 4	共創学環案内冊子（パンフレット）	P. 14
資料 5	連係協力学部の教員による授業科目一覧	P. 22
資料 6	カリキュラム・ポリシーと教育課程（授業科目）の関係	P. 24
資料 7	学修成果可視化システム（ASO）	P. 26
資料 8	履修モデル	P. 28
資料 9	熊本大学における GPA 制度について	P. 32
資料 10	熊本大学科目ナンバリング	P. 33
資料 11	共創学環 卒業要件単位数	P. 41
資料 12	共創学環基幹教員の業務エフォート	P. 42
資料 13	国立大学法人熊本大学職員就業規則	P. 43
資料 14	熊本大学配置図	P. 63
資料 15	共創学環 管理運営体制	P. 86
資料 16	学環共創プラットフォーム実施体制	P. 87
資料 17	国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則	P. 88
資料 18	国立大学法人熊本大学大学評価会議規則	P. 91
資料 19	熊本大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則	P. 94
資料 20	KUMA★NAVI（クマナビ）	P. 97

熊本大学イニシアティブ2030

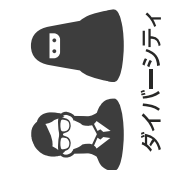
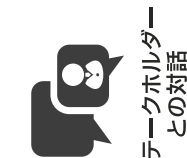
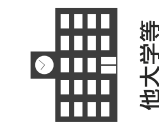
Kumamoto University Initiative 2030



地域と世界に開かれ、 共創を通じて社会に貢献する 教育研究拠点大学

Vision 2030年に向けて

九州の中核的総合大学として
国・地域・分野
様々な枠組みを飛び越え
SDGsの達成を目指す



地域と世界に開かれ、 共創を通じて社会に貢献する教育研究拠点大学

Vision

令和元年(2019年)末から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会情勢が著しく変容していく中、地球規模でデジタルイノベーションが急速に進むとともに、ニューノーマル時代が到来している。デジタル・トランスフォーメーション(DX)による社会の変化がもたらす課題や、カーボンニュートラルへの挑戦、食糧、資源、覇権等を巡る地域紛争、エネルギー、環境、気候変動問題など、人類は直面する多くの複雑で困難な課題を解決しなければならぬ。また、国内に目を向ければ、令和14年(2032年)には18歳人口が100万人を割ると予測される超少子化の時代を迎える。

このように大学を取り巻く環境が急激に変化する中、熊本大学は九州地域の中核大学として、これまでの災害を克服してきた経験を活かしながら、2030年までの国連の掲げる持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて全力を尽くす。その上で、地域社会から地球規模に至る課題に常に向き合い解決に導くことができる人材の育成並びに研究の推進及び社会との共創による諸課題の解決に挑むことを宣誓する。

第4期中期目標期間[令和4(2022)～9(2027)年度]は国立大学の存在意義や真価が問われる時であり、熊本

大学は、従来の大学経営や教育研究政策を社会のニーズ・現状に即して更に改革し、若手人材等の積極的な登用によるダイバーシティの推進及びSDGsの達成に向けた取組の加速化を柱として、学長の強力なガバナンスのもと、全教職員が組織・部局の垣根を越えて、One Teamとして大学改革を進める。「常に情報を発信し続ける大学」、「常に外から見える大学」、「常に外からの声に耳を傾け、発展し続ける大学」を大学経営や教育・研究の基本姿勢に掲げ、大学を地域と世界に開放し、様々なステークホルダーと連携・協働することにより、教育、研究、社会との共創の諸活動を活性化し、地域・社会・世界に貢献する。

教育面では、日本人学生及び留学生に対する言語教育を必須の基盤として、その背景となる政治・文化・歴史等、国際社会で通用する人材育成のための教育を実施する。さらに、DX時代の国際社会で求められるリテラシーを身に付け、国内外で多岐にわたって活躍できる真のグローバル人材を育成する。

研究面では、生命科学、自然科学並びに人文社会科学分野に設置した国際先端研究組織を我が国におけるオンリーワンの研究拠点に発展させ、世界トップレベル

の研究を展開するとともに国内外から卓越した研究者が数多く集うような環境を整える。これらにより、人材の多様化・好循環を促進し、全学を挙げて研究力の向上に取り組む。

社会との共創の面では、オープンイノベーションセンターを学内に設置して産業界との連携を強化し、デジタル社会の基盤を支える半導体分野を中心に教育研究を活性化させるとともに、国、地方自治体、地元企業と共創し、地域産業の強靱化につながる取組を実施する。

また、部局・分野毎に最も適切な枠組みで大学間、産学官金連携を強化し、様々なステークホルダーとの対話を通して、地域における社会変革や社会課題解決を図り、地域の活性化や地方創生を牽引する。

医療面では、災害医療人材を含む高度先端医療人材養成を推進するとともに、DXを活用したスマートホスピタルを実現する。

熊本大学は、予測困難な2030年を見据えて、「教育」、「研究」、「社会との共創・医療」の3つの戦略に基づく取組を実行することにより、“地域と世界に開かれ、共創を通じて社会に貢献する教育研究拠点大学”を目指す。



常に情報を発信し続ける大学

常に外から見える大学

常に外からの声に耳を傾け、発展し続ける大学

平成28年 熊本地震
令和2年 熊本豪雨
新型コロナウイルス感染症

・九州の中央に位置する地理的メリットを活かし、トップレベルの教育・研究・社会貢献活動を展開
・熊本から日本を飛び越え、DX時代にグローバルに活躍する人材を育成

ビジョンの実現に向けた戦略



戦略
01

教育

DX時代の国際社会に対応できるリテラシーを身に付け、高度な英語力と異文化理解の力によりSDGsの達成に貢献できるグローバル人材を育成する。また、イノベーションを通して、社会の要請に柔軟に対応できる博士人材を育成する。



戦略
02

研究

国際先端研究組織をオンラインワンの研究拠点に発展させ、先端研究に磨きをかけ、世界トップレベルの研究を展開するとともに、本学で継承・発展してきた研究への支援体制の強化や潜在的な可能性がある研究分野の発掘と育成に取り組む。



戦略
03

社会との共創・医療

大学を地域と世界に開放し、地域や社会並びに世界の様々なステークホルダー、教育・研究機関等と協働すること、すなわち共創による、オープンイノベーションを通して、地域の活性化や地方創生を推進する。
臨床教育拠点として、災害医療人材を含む高度先端医療人材養成を推進するとともに、熊本県・医師会と連携した“くまもとメディカルネットワーク”推進により地域医療に貢献し、DXを活用したスマートホスピタルを実現する。

ダイバーシティ推進・
若手人材の積極採用

(令和3年7月「人事基本方針」策定)

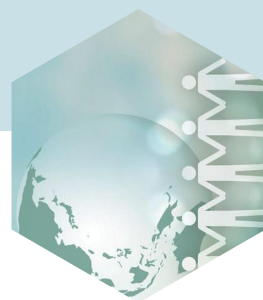
ガバナンス

- ▶ 幅広いステークホルダーとの対話の徹底
- ▶ 次世代の法人経営人材の育成
- ▶ 学長によるトップセールス、産業界との共同研究の間接経費比率30%以上達成等による財務基盤強化
- ▶ デジタル・キャンパスの実現(「総合情報環境構想」)

SDGs 達成に向けた
取組の加速化

(令和3年8月「熊本大学SDGs宣言」)

全学で共有する価値観を明確化し、One Teamとして大学改革を推進する体制を構築



グローバル人材の育成

ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー・プログラム等の提供を促進し、日本人学生及び留学生に言語教育のみならず、その背景となる政治・文化・歴史など、国際社会で通用する人材育成のための教育を実施、熊本から日本を飛び越え、グローバルに活躍する意欲をもった人材を育成



イノベーション人材の育成



地域の中核総合大学として、熊本・九州の産業界を含め継続的に高度人材を供給
博士課程に進学する優秀な修士学生を確保、博士人材としてのキャリアパスを多様化、社会のニーズの継続的把握、時代の要請に応じたカリキュラム編成を推進



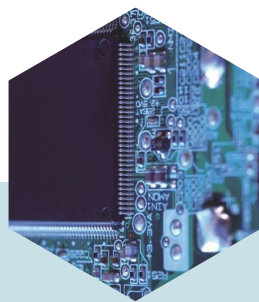
DX人材の育成

DX時代の国際社会で求められるリテラシーを身に付け、多様性に富んだ国際社会における諸問題に対して解決策を創出し、その実践を主導するための行動力を兼ね備えた世界に通用する人材を育成



半導体・デジタル研究教育機構の設置 (仮称)

文系・理系を問わず数理・データサイエンス及びAI分野の素養は不可欠であることから、これらの教育研究を展開し、かつデジタル社会の基盤を支える半導体分野における教育研究の中核となる「半導体・デジタル研究教育機構(仮称)」を設置し、DX時代を牽引する人材育成の中心に据える。





DX時代の国際社会に対応できるリテラシーを身に付け、高度な英語力と異文化理解の力によりSDGsの達成に貢献できるグローバル人材を育成する。また、イノベーションを通して、社会の要請に柔軟に対応できる博士人材を育成する。

異なる文化・価値観を持った外国人留学生と日本人学生が高度な英語力と異文化理解の力を基盤として共生するキャンパスのグローバル化をなお一層推進するとともに、新たな授業形態を高度に活用した学修環境の構築を通して、デジタル・トランスフォーメーション(DX)時代の国際社会で求められるリテラシーを身に付け、多様性に富んだ国際社会における課題に対して解決策を創出し、その実践を主導するための行動力を兼ね備えた世界に通用する人材を育成する。

文系・理系を問わず数理・データサイエンス及びAI分野の素養は不可欠であることから、これらの教育研究を展開し、かつデジタル社会の基盤を支える半導体分野における教育研究の中核となる「半導体・デジタル研究教育機構(仮称)」を設置し、DX時代を牽引する人材育成の中心に据える。さらに、大学の枠を超え、熊本県・市、産業界、金融機関等の様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場として「地域連携プラットフォーム」を構築することで、熊本大学が中心となっ

て地域のDX課題・ニーズを分析・研究・解決するとともに、多分野が融合する「学部等連係課程」を活用して新たな学位プログラムを展開し、グローバル社会を担う、広い視野を持った人材を育成する。併せて、既存の学部編入学制度等を活用し、地域の高等専門学校を始めとする各教育機関等との連携を強化することにより、特に半導体分野における人材育成を加速させる。

また、地球規模の問題解決と持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献するため、多様性に富んだ国際社会における様々な課題に対して定見を持って解決策を創出できる高度な知的基盤に基づく行動力を兼ね備えた世界に通用する人材を育成する。その際、ハイブリッド留学システムやジョイント・ディグリー(JD)、ダブル・ディグリー(DD)・プログラム等、国際連携教育プログラムの提供を促進することで、日本人学生の海外派遣及び優秀な留学生の受け入れを拡大し、グローバルマインドセットを備え、熊本から日本を飛び越え、グローバルに活躍する意欲を持った人材として育成する。

さらに、科学技術イノベーション創出に向けた高度な専門性を有した博士人材の育成は、我が国が継続的に発展する上では不可欠であり、地域の中核総合大学として、熊本・九州の産業界を含め継続的安定的に高度人材を供給する。そのためにも、博士課程に進学する優秀な修士課程学生を確保し、博士人材としてのキャリアパスの多様化を進めるため、社会のニーズの継続的把握と時代の要請に応じたカリキュラム編成を推進する。

世界トップレベル研究拠点に発展

■幹細胞学、がん生物学
■先進材料科学、生物環境科学、防災・減災分野等の推進
■医理工連携等の異分野融合研究を強化し、新たな研究分野を発掘

国際先端医学研究機構

生命系

国際先端科学技術研究機構

自然系

生命科学



全国共同利用・共同研究拠点として日本の研究を牽引

発生医学研究所

発生医学・幹細胞学の推進

老化・健康長寿研究

データ駆動型解析研究による
新たな治療法開発の加速化

感染症基礎・応用研究

自然科学

先進軽金属材料国際研究機構

※富山大学と連携

日本における軽金属材料研究を主導



人文社会科学

◎永青文庫研究

国際人文社会科学研究センター

○新資料学・歴史理論

○学際的研究資源アーカイブ

◎メディア芸術・現代文化研究



カーボンニュートラルへの挑戦 我が国におけるオンリーワンの研究拠点の構築

発展研究

先端科学研究部 (理学・工学)

拠点研究

萌芽研究

生命科学研究部 (医学・薬学・保健学)

発展研究

拠点研究

萌芽研究

人文社会科学研究部 (文学・法学)

発展研究

拠点研究

萌芽研究

学長裁量ポストや外部資金等の戦略的活用

国内外から卓越した研究者雇用



国際先端研究組織をオンラインワンの研究拠点に発展させ、先端研究に磨きをかけ、世界トップレベルの研究を展開するとともに、本学で継承・発展してきた研究への支援体制の強化や潜在的な可能性がある研究分野の発掘と育成に取り組む。

先駆的な国際共同研究や融合研究を推進するため、生命科学、自然科学、並びに人文社会科学分野に設置した国際先端研究組織を更に発展させ、我が国におけるオンラインワンの研究拠点を構築し、世界レベルの研究を展開するとともに国内外から卓越した研究者を獲得するための人事制度を設計し、第一線の研究者が世界から数多く集うような環境を整える。また、学長裁量ポストや外部資金等を戦略的に活用することによって、国内外から卓越した研究者を雇用して新たな研究を推進し、異分野融合・新分野創成につながる連携ネットワークを構築する。これらにより、人材の多様化・好循環を促進し、全学を挙げて研究力の向上に取り組む。

生命科学分野においては、国際先端医学研究機構（IRCMS）について、発生医学研究所の新たな学問分野の創造を行うグループと発展的融合を果たして、世界トップレベル研究拠点を構築し、科学技術上の世界的な課題を解決する。また、ヒトレトロウイルス学共同研究センター及び生命科学部附属ワクチン開発研究セン

ターを中心として感染症に関する基礎・応用研究を推進する。さらに、医薬理工連携研究及びビッグデータを網羅的・横断的に解析するデータ駆動型解析研究を推進するとともに、老化・健康長寿研究においては、老化関連疾患の新たな治療法の開発を加速させ次世代ヘルスケアを先導する。

自然科学分野においては、本学の強みである「材料」に関する研究を先鋭化し、世界トップレベルのナノシート、二次元マテリアル研究で世界を凌駕する等、新たなイノベーションを創出する。特に、富山大学と連携する「先進軽金属材料国際研究機構」について、全国共同利用・共同研究拠点として、日本における軽金属材料の研究を主導して、日本の科学技術と産業の発展に貢献するとともに、カーボンニュートラルへの挑戦を先導する。また、熊本県における農業問題を抽出し、基礎・応用研究を行い、持続可能な地方農業の提案を行う等、単にコロナ禍の前に状況を戻すだけでなく、新しい持続可能な社会を築くためのグリーンリカバリーの取組を促進する。

さらに、半導体分野において地域産業を支える研究を展開する。国際先端科学技術研究機構（IROAST）では次代を担う若手研究人材を育成するとともに、社会からの要請に応える研究を推進する。

人文社会科学分野においては、本学の特色である「永青文庫研究」を推進するほか、人文社会科学系国際先端研究組織において、歴史理論の再構築により既存の通説的理解を打破する「新資料学・歴史理論」及び熊本に関係する事件を中心とする研究資源アーカイブの構築、並びに他者の痛みに関する批判理論を学際的に展開する「学際的研究資源アーカイブ」を重点研究領域として位置づけ、国際通用性の高い研究を展開する。さらに、マンガを中心とするメディア芸術を対象とした研究を促進し、現代文化資源に係る研究人材の育成及びアーカイブ化による地域文化資源に係る研究を柱として、日本のみならず国際的なメディア芸術・現代文化研究をリードする国際研究組織として発展させる。



熊本創生推進機構

DX時代の国際社会の

基盤となる半導体分野に関して
研究を活性化、地域産業の
強靱化につなげる

地域イノベーション・
エコシステム形成
プログラムの展開

共創的研究を実施し、新産業を継続
的に創出するエコシステムの形成を
加速



オープンイノベーション センターの学内設置

部局や機関を越えた共同研究を推進し、
産業界との連携を強化
イノベーション・コモンズを強力に推進

ビジネスを通じた
社会的課題の解決方法を
学ぶ人材育成

社会的課題の解決方法や地域経済活性化の
実現、地域の担い手の育成を推進



くまもと水循環・減災研究教育センター 熊本創生推進機構

平成28年熊本地震、
多発する豪雨災害からの学び

- ・「災害から早期に復旧復興できる社会の実現」を掲げ、産官学が連携してマルチハザードに適応した減災スマートシティを構築
- ・熊本県が有する豊富な地下水資源を取り巻く安全・安心な地域づくり



熊本大学病院

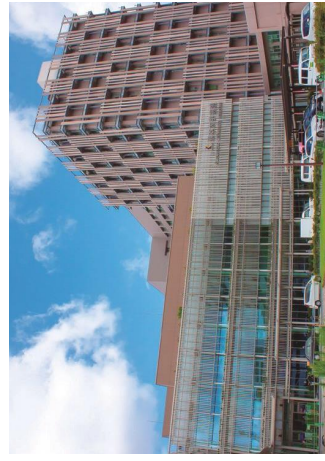


- 地域医療の最後の砦として高度・先端医療の展開・提供
- 医療の質の向上と高度先端医療人材の養成
- 長期的視野で活動可能な医療チームを構成する多職種の災害医療人材養成

“くまもとメディカルネットワーク”の強化
DXを活用した“スマートホスピタル”の実現

熊本県、医師会、行政機関等との連携・協力

地域拠点病院へ医師を派遣





大学を地域と世界に開放し、地域や社会並びに世界の様々なステークホルダー、教育・研究機関等と協働すること、すなわち共創による、オープンイノベーションを通して、地域の活性化や地方創生を推進する。

企業及び地方自治体等との連携を強化し、地域の発展へ貢献する人材の育成・産業の創出に積極的
に貢献する。また、イノベーション・コモンズを強力に推進するため、オープンファシリティ運営システムを取り入れたオープンイノベーションセンターを学内に設置して産業界との連携を強化し、部局や機関を越えて共創する環境を整備する。特にデジタル・トランスフォーメーション(DX)時代の国際社会の基盤となる半導体分野に関して、先端科学研究部附属半導体研究教育センターを設置し、次代を拓く若手専門人材の育成及び研究を活性化させるとともに、国、地方自治体、地元企業と協働し、地域産業の強靱化につながる取組を実施する。

地域の人口流出の解決を目的として、地場企業の若手経営者や後継者を対象として、ビジネスを通じて地域課題の解決方法を学ぶ人材育成塾を開講するとともに、域内外の企業の研究機能を学内に誘致し、企業と一体となった共創的研究を実施する等、産学

官金連携による地方創生を推進する。そのような組織的かつ中長期的な他機関との連携によって、社会的課題の解決、研究成果の社会還元を行うとともに、最先端の専門知識を持つ企業人の育成と実践力を持つ、若手専門人材の育成を目指す。また、域内外の学外資源と優れた研究シーズを活用して、地域産業の国際競争力強化や成長分野への進出を推進するとともに、地域の企業と一体となった共創的研究を実施し、新産業を継続的に創出するエコシステムの形成を加速させる。

平成28年熊本地震や近年、多発する豪雨災害の被災経験の学びから、「災害から早期に復旧復興で
きる社会の実現」を掲げ、産官学が連携してマルチハザードに適応した減災スマートシティを構築することを目指し、「避難の促進に対応した技術」と「被災後の人々の生命・健康を守る技術」の開発に取り組みむことに加え、熊本県が有する豊富な地下水資源を取り巻く安全・安心な地域づくりに取り組む。



臨床教育拠点として、災害医療人材を含む高度先端医療人材養成を推進するとともに、熊本県・医師会と連携した“くまもとメディカルネットワーク”推進により地域医療に貢献し、DXを活用したスマートホスピタルを実現する。

地域医療を含めた熊本県内全体の医療レベルの向上と効率化、働き方改革の推進、地域医療人の養成とビッグデータを活用した研究の推進、AIによる画像サポートシステムを発展させる等、DXを活用したスマートホスピタルを実現し、医療の質の向上と高度先端医療人材の養成を図り、地域医療へ大きく貢献する。さらに、熊本県・医師会及び行政機関等との連携・協力により、“くまもとメディカルネットワーク”を推進するとともに、災害時において、超急性期～急性期の支援並びに慢性疾患等を対象とした長期的視野で活動可能な医療チームを構成する多職種の災害医療人材養成を更に加速させる。

「共創学環」設置概要

地域社会の課題

- ・半導体産業の集積が進む熊本市郊外を除き、熊本県の人口減少に歯止めがかからず、人口戦略会議が2024年4月に発表した消滅可能性自治体が県内市町村の40%を占めている。
→産業・文化の衰退や担い手不足による交通・医療・福祉・子育てなど生活サービスの崩壊が危惧され、大きな社会問題となっている。
- ・半導体産業の集積が進む熊本市郊外では、2024年1月時点の熊本県の外国人増加率（24・18%）が全国最大の伸びを記録するなど社会的課題はグローバルな課題になっている。
→地域における課題解決の力は、国際的にも求められ、地域の視点に留まらず、グローバルな視点で課題を解決し、社会にイノベーションを創出する人材が必要。

熊本大学の現状

- ・課題解決人材の育成は、その学部専門性に応じた学科やコース単位での教育に留まっている。
- ・文学部、法学部、理学部、工学部のグローバルリーダーコースでグローバルリーダー育成を行っているが、学部内の教育に留まっている。
- 産学官金連携や地域の課題解決のための人材育成等に取り組み、熊本創生推進機構（令和7年4月「研究開発戦略本部」に発展統合）や上記4学部の知見・教育資源を横断的に活用することによって、これまでの学部でそれぞれ行われていた教育を発展的に転換し、新たな文理融合の学位プログラムを構築することで、地域社会からの期待に応えたい。

社会の課題を解決し持続可能な社会を実現するために、地球規模の視野と地域の視点で考え行動し、共生共創する地域をデザインできる課題発見・設定・解決型人材並びに社会イノベーションを創出する人材養成を目的とした**新たな教育組織（学部）として『共創学環』（School of Social Innovation）を設置する。**

設置概要

【組織名称】	共創学環
【設置形態】	学部等連係課程実施基本組織
【設置時期】	令和8年4月
【入学定員】	80名
【学位】	学士（学術）
【連係協力学部】	文学部 法学部 理学部 工学部
【卒業要件単位数】	124単位 （教養教育30単位、専門教育94単位）
【入学者選抜】	一般選抜（前期日程）40名 総合型選抜 25名 学校推薦型選抜 15名

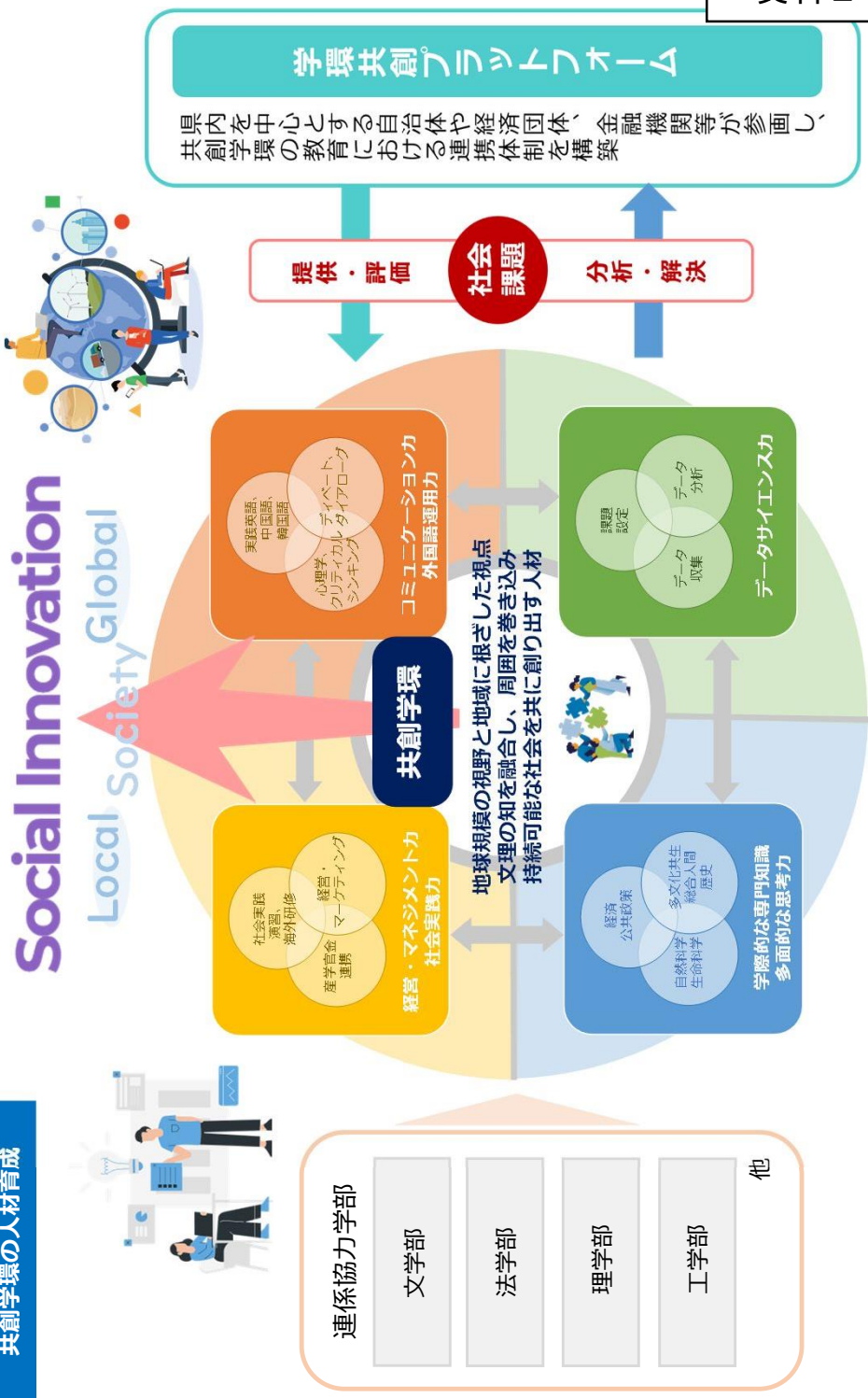
設置コース

【地域イノベーションコース】
自治体、企業等の課題解決について実地研修を通して学び、人と地域環境に働きかけることで共生共創社会を創成していくための環境を整備するコアディネート力及びその課題解決能力を身に付ける。

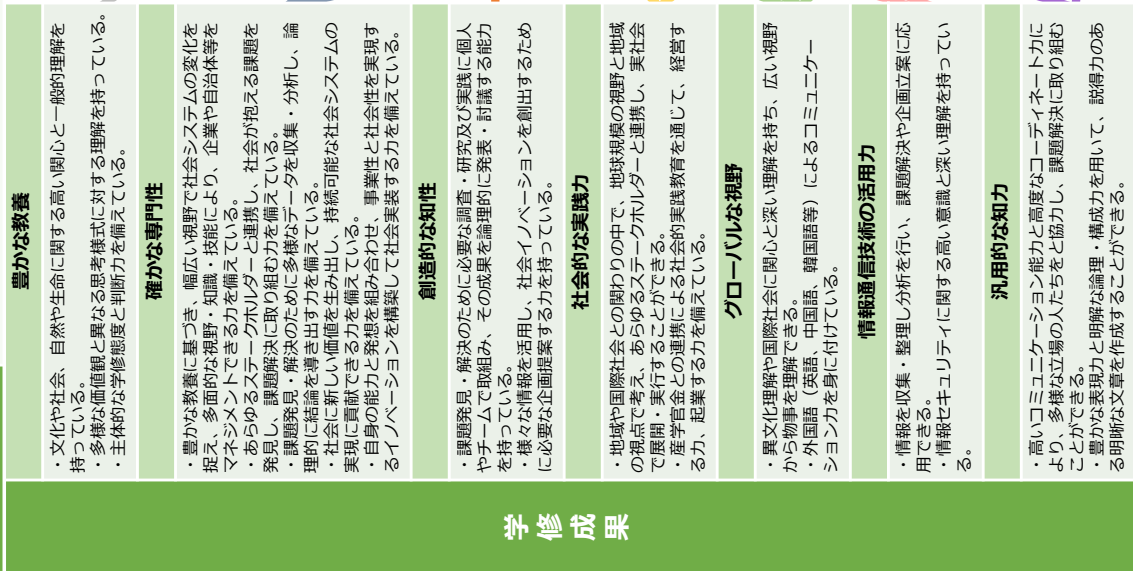
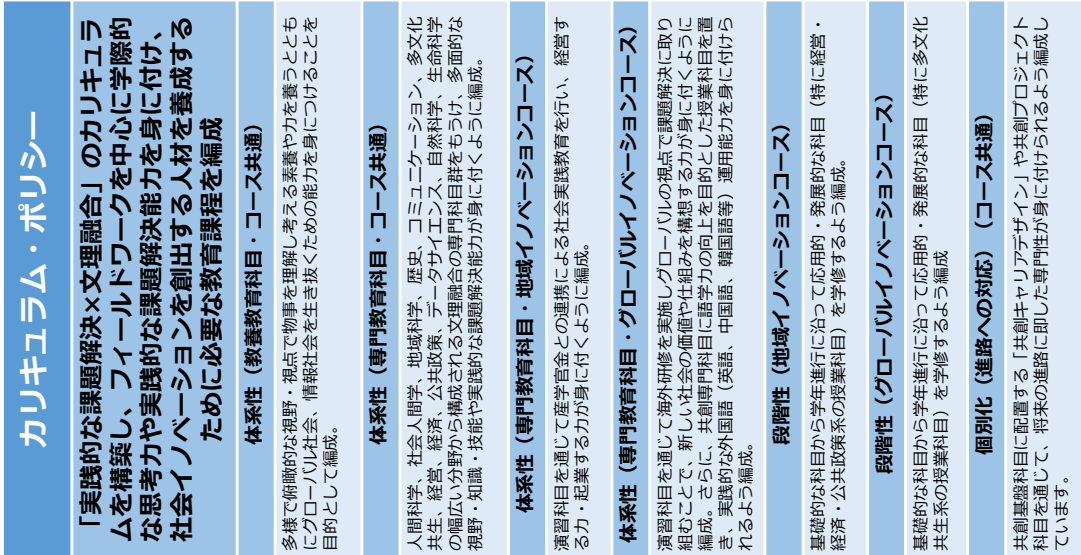
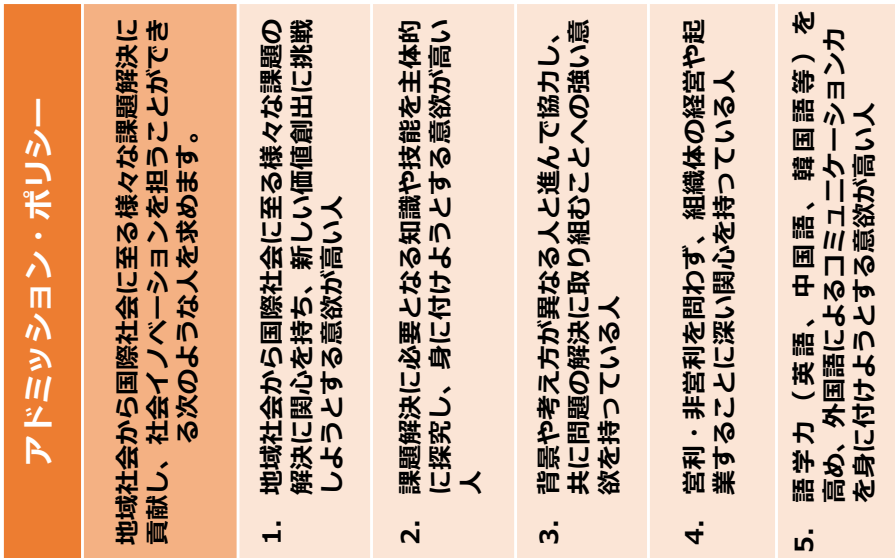
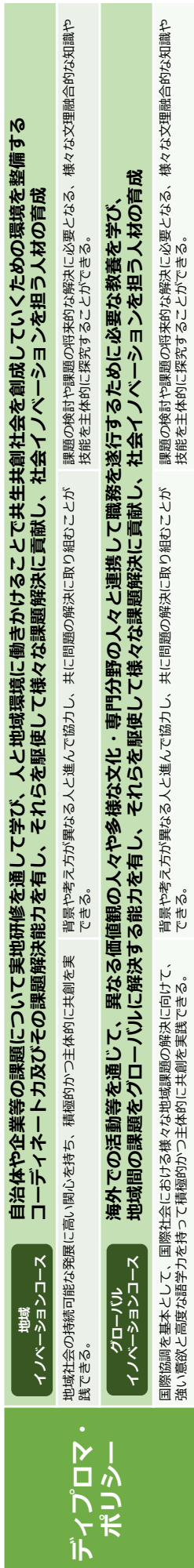
【グローバルイノベーションコース】
海外での活動を通じて、異なる価値観の人々と多様な文化・専門分野の人々と連携して職務を遂行するために必要な教養を学び、地域間の課題をグローバルに解決する能力を身に付ける。

2年次まで共通して学び、3年次にコースに所属

共創学環の人材育成



共創学環：3つのポリシーの関係性



Q&A

Q 学部ではなく、学環としているのはなぜですか。

学部等連係課程制度を活用しているため、「学環」という名称を使用していますが、従来の学部と同じものと捉えていただいてかまいません。

学部等連係課程制度を活用することによって、既存の学部の教育資源を活用した分野横断的な学位プログラムを構築することが可能となり、文理融合型の教育を実践するため、共創学環でも学部等連係課程制度を活用しています。

Q それぞれのコースの定員は何人でしょうか。また、コース分けはどのようなに行われるのでしょうか。

それぞれのコースに定員は設定していません。

原則、学生の希望に応じて地域イノベーションコースまたはグローバルイノベーションコースに配属しますが、コース選択にあたっては、2年次の演習科目を通じて自身が取り組む課題・発見を明確にしてミスマッチのないようにします。

Q 共創学環を卒業することで取得可能な資格はありますか。

現在のところ、本学環を卒業することで取得できる資格は想定していませんが、引き続き検討していきます。

Q Kumamoto探究入試の地域課題解決挑戦型とグローバルリーダー育成型で課される課題解決セミナーはどのようなにして受講するのですか。

まず、複数回の講義をオンライン（オンデマンド形式）で各自都合の良い時間に受講します。その後、課される最終課題をレポート形式で提出して可否で評価します。

なお、グローバルリーダー育成型の課題解決セミナーでは一部英語を使用します。詳細については、HP等で公表します。

Q 理系クラスの学生が一般選抜のA方式を受験することは可能ですか。また、その逆も可能ですか。

所属しているクラスによってA方式、B方式の受験に制限は設けていません。大学入学共通テストで必要な科目を受験していれば受験は可能です。

Q どのキャンパスで授業を受けるのでしょうか。

主に黒髪キャンパスで授業を受けます。

文学部、法学部、理学部、工学部の授業科目もあり、黒髪キャンパス内の様々な教室で授業が行われます。

学生納付金（令和6年度現在）

入学科（予定額）	282,000円	授業料（予定額）	年額535,800円（半期267,900円）
----------	----------	----------	------------------------

※授業料の改定が行われた場合には、改定時から新しい授業料が適用されます



新学環設置準備室

〒860-8555 熊本市中央区黒髪2-39-1
TEL：096-342-2309、2031、2032
E-mail：kyoso-gakkan@jimukumamoto-u.ac.jp
https://www.kyoso.kumamoto-u.ac.jp/



入試関連 共創学環



熊本大学黒髪キャンパスまでのアクセス

- 飛行機（阿蘇くまもと空港まで）
東京から ―― 約2時間
名古屋から ―― 約1時間30分
大阪から ―― 約1時間30分
※ 熊本市内への移動は
空港リムジンバスを利用
- 新幹線（JR熊本駅まで）
新大阪駅から ―― 約3時間
博多駅から ―― 約3.5～5.0時間
- バス
JR熊本駅から：産交バス「楠団地」または「光の森産交」行き（桜町バスターミナル経由）乗車「熊本大学前」下車
桜町バスターミナルから：産交バス「楠団地」または「光の森産交」行き乗車「熊本大学前」下車



入試関連 共創学環



共創学環

School of Social Innovation

■ 地域イノベーションコース
■ グローバルイノベーションコース
入学定員 80名 / 取得学位 学士(学術)

令和8年4月開設予定

地球規模の 文理の知を 持続可能な

共創学環は、情報融合学環に次いで、令和8年4月に設置する9つ目の学部になります。共創学環では、地域社会から国際社会に至る様々な社会課題を見だし、実践を通じて課題解決に導くために必要な知識・スキルを身につけます。さらに、知識・スキルを身につけるだけでなく、実際の社会で実践・展開し、持続可能な社会の実現に向けてイノベーション（社会変革をもたらす新しい価値）を創り出す人材を育成します。共創学環での教育には、経営・マネジメント、多文化共生・コミュニケーションの分野を多く取り入れています。なぜなら、課題解決や社会イノベーションの創出には、多くの人々と共に取り組むことが必要です。そのために

視野と地域に根ざした視点、 融合し、周囲を巻き込み 社会を共に創り出す人材へ

は様々な文化・背景、考え方を持つ人への理解やコミュニケーションスキルが重要であり、さらに取組を一時的なものにせず、将来にわたって発展・継続していくためにも経営・マネジメントの重要性は高いと考えているからです。また、これらに加え、データサイエンス、人文科学、経済、公共政策、自然科学、生命科学の科目を配置し、特定の専門分野にとどまらない学際的な知識・多面的な視野を養います。さらに、企業・自治体・金融機関等で実務にあたる人や起業家・経営者、それぞれ出身地が異なる外国人教員や海外の機関で活躍する人、海外の大学で学ぶ学生など国内外

の多種多様な人たちが携わることで、ローカル（ミクロ）の視点からグローバル（マクロ）の視点まで幅広く学ぶことができるのも共創学環の特徴です。共創学環では社会課題の解決に取り組み、新しい価値創出に挑戦する人を求めています。文系・理系、農業や工業・商業などバックグラウンドは一切問いません。今、新しい未来への扉を開くときです。持続可能な社会を共に創りましょう。

共創学環 学環長候補者
教授

金岡 省吾

INDEX

KUMAMOTO UNIVERSITY
SCHOOL OF SOCIAL INNOVATION

- 01 設置の目的・学環長候補者挨拶
- 03 カリキュラム
- 05 地域イノベーションコース
- 07 グローバルイノベーションコース
- 09 入試情報
- 11 進路情報
- 13 教員紹介

カリキュラム

教養教育科目及び演習科目に加えて、人間科学、社会科学、地域科学、歴史、コミュニケーション、多文化共生、経営、経済、公共政策、データサイエンス、自然科学、生命科学の幅広い分野から構成される文理融合の専門科目群をもうけ、多面的な視野・知識・技能や実践的な課題解決能力が身につくように編成しています。

※ 以下の科目名称等については変更する場合があります。

1 年次		2 年次		3 年次		4 年次
前期	後期	前期	後期	前期	後期	後期
教 養 教 育						
○外国語科目(英語)		○外国語科目(自由選択)		○現代教養科目		他
○外国語科目(ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語)		○リベラルアーツ科目		○キャリア科目		
○情報科目		○Multidisciplinary Studies				
共 創 基 盤 科 目						
○プレゼンテーション入門		○共創企業戦略論Ⅰ				
○共創キャリアデザイン		○共創企業戦略論Ⅱ				
○クリティカルシンキング入門		○地域再生論				
○リーダーシップスキル		○経済地理学				
○共創実践論Ⅰ Pick UP		○社会課題解決のためのデータサイエンス基礎				
○共創実践論Ⅱ						
○共創プロジェクト演習Ⅰ		○共創プロジェクト演習Ⅲ		○地域共創プロジェクト演習 or		○地域共創プロジェクト研究 or ○グローバル共創プロジェクト研究
○共創プロジェクト演習Ⅱ		○共創プロジェクト演習Ⅳ		○地域共創プロジェクト演習 or ○グローバル共創プロジェクト演習		
共 創 プ ロ ジ ェ ク ト 科 目						

データサイエンス・自然科学・生命科学系

○ビジネス統計学

○社会課題解決のためのデータサイエンス応用

○グローバルコラボレーションとAIテクノロジ

○デジタル・グリーン・トランスフォーメーション

○データマイニング

○企業から学ぶICT・DX活用論

○安全学

○生物資源学

○バイオテクノロジ

○バイオ循環型グリーンテクノロジ

○グリーンケミストリー

○社会インフラメンテナンス学

○水環境管理論

○地域デザイン学

○アーバンプランニング

○防災・減災学

○くまもと流域圏の自然と生物多様性

○山・川・海の自然と環境・災害問題

○地球システム学

○地球環境科学

○地球史

○生物多様性学Ⅰ

○生物多様性学Ⅱ

○グローバルヘルスとウェルビーイング

○技術と共に探る地域健康デザイン

経営・経済・公共政策系

○地域経済論

○ローカルイノベーション育成論Ⅰ

○ローカルイノベーション育成論Ⅱ

○経営戦略論

○マーケティング論

○消費者行動論

○コーポレートガバナンス論

○与信会計論

○アート思考演習

○マーケティングリサーチ

○サービスマーケティング

○環境経済論

○地域政策

○地方財政

○経済政策

○国際経済論

○行政学Ⅰ

○行政学Ⅱ

○社会保衛法Ⅰ

○社会保衛法Ⅱ

○地域社会学概論Ⅰ

○地理学概論

○自然地理学Ⅰ

○地理調査法概説

○自然地理学Ⅱ

○経営・マーケティング特論

コミュニケーション系

○社会科学方法論

○コミュニケーションとジェンダー

○文化進化論

○クリティカル・インシデント

○情報生態系とメディア

○総合実践英語Ⅰ

○総合実践英語Ⅱ

○総合実践中国語

○総合実践韓国語

○ポジティブ心理学

○コミュニティー心理学

○研究法入門

○ディベートⅠ

○ディベートⅡ

○社会調査法

○ダイアログ実践Ⅰ

○ダイアログ実践Ⅱ

○紛争解決・平和構築概論

○紛争解決・平和構築実践論

○日英・英日翻訳演習

○コミュニケーション論

○心理学概論

○コミュニケーション特論

多文化共生系

○グローバル・チーム・ダイナミクス

○多文化社会と日本

○韓国現代文化論

○日韓比較文化論

○現代台湾研究

○台湾の文化と社会

○日本語日本文学入門

○中国語圏文化論

○英語圏文化論

○ドイツ語圏・フランス語圏文化論

○比較文学・国際文化学入門

○現代文化・資源学入門

○倫理学概論

○社会学概論

○文化人類学概論

○日本史概説Ⅰ

○考古学概説Ⅰ

○アジア史概説Ⅰ

○西洋史概説Ⅰ

○文化史概説Ⅰ



地域イノベーションコース



実践的な学びを通じて、地域が直面する多様な課題を解決し、持続可能な地域づくりを牽引する人材を育成

人口減少など地域が直面する課題解決には、地域リーダーはもとより、地域価値を向上させる地域デザイナーを担うクリエイティブな人材やデジタル人材、円滑かつ効果的な地域づくり活動を実践するためのマネージャー、コーディネーター、ファシリテーターなど、様々な役割を担う人材が求められます。地域イノベーションコースでは、地域が直面する多様な課題を实地研修を通じて学び、地域のイノベーションを牽引する人材の育成を

目指し、実践の場で活躍する講師陣から学びを深め、人と地域環境に働きかけられる力を養うことで、共創社会の実現に向けたコーディネート力と課題解決能力を高めます。コース配属は3年次になりますが、1・2年次の演習科目で地域（ローカル）とグローバルの両方の視点で課題解決に向けて学びます。2年次までに学生自身が取り組み課題・発見を明確にしてコース選択にミスマッチのないようにします。



地域共創プロジェクトによる実践を通じた学び

「地域共創プロジェクト」では、育成と実践の場に参加し実践から学び、実践経験を積むとともに特徴があります。地域の実務者や社会人と共に課題解決の場に参加し、課題を調査・分析した上で、解決策を企画し、地域のフィールドで実際に実践します。現場での実践を通じて、地域住民や関係者と連携し、プロジェクトを進捗させます。その成果を評価・検証することで、計画の有効性を確認し、課題解決のプロセスをさらに深めます。

さらに、地域事業者の本業による地域課題解決に向けた取組や金融機関・自治体の伴走支援を学ぶことができます。「未来創造塾」、都市圏企業が地域の事業者と一緒に課題解決に取り組む「こところば」などを実施し、企業が持つグローバル（グローバル＋ローカル）な知識・スキル、地域事業者の地域課題解決がコラボする共創の場を学ぶことができます。これらの学びを通じて、地域の持続可能な発展に貢献できる実践力と応用力を身につけ、地域課題に取り組む次世代のイノベーターとして成長することを目指します。

Features

地域の企業・自治体・金融機関等の全面支援による経営・社会実践教育

先輩学生の声



文学部 森宗 楓矢 さん

私はフィールドワークの実習で佐賀県鹿島市を訪問し、市を代表する地域活性化イベントである「ガタリンピック」に携わってきた方々にインタビューを行いました。発足当初からのメンバーは、当時の地域の状況に危機感を覚え、市内の各団体に呼びかけて自分たちで手作りのイベントを立ち上げたことで、全国から注目を集めるまでになり、市の知名度を格段に高めました。地域活性化に取り組む方々の情熱と成功に導かれた知恵に感銘を受けました。またデータサイエンス系の授業では地理情報システム(GIS)の技法を修得し、地域の実態を多角的に分析できるようになりました。幅広く専門的な講義に加えて、実践的な実習により、社会の様々な課題を具体的に検討できるのが魅力です。こうした経験を活かし、将来は社会や地域に貢献できる人材になりたいと思います。



気象予報士・やつしろ未来創造塾2期生 早田 蛍 さん

地域の気象予報士かつ防災士の私が着目した身近な地域課題は、「子育て」と「防災」。自身も子育て世代である中で、子育てしやすいまちづくりを目指して私が行っている取り組みについてご紹介します。



吉永製パン所・あまぐさ未来創造スクール1期生 右山 秀幸 さん

人口減少が著しい牛深地域の現状と、そんな地域のパン屋の現状と、取り組んでいる地方創生のリアルをお伝えします。皆さんと対話できることを楽しみにしています！



田辺市役所・熊本大学客員准教授 鍋屋 安則 さん

公務員と大学教員の二つの立場で新たな働き方を実践しています。地域課題解決の現場で得た学びをお伝えします。



八代市役所・熊本大学政策研究員 岩田 憲一郎 さん

人口減少によって引き起こされる様々な地域課題に対して、ローカルイノベーターと呼ばれる地域事業者がどのように取り組み、解決しているのか、国の動向や各地の事例を交えながらご紹介します。

グローバルイノベーションコース

海外での活動等を通じて、多様な価値観や文化を持つ人々と協力し、地域間の課題をグローバルに解決する人材を育成

現在のようなグローバル化時代には、人々は、文化の継承から文化の創造へ、従来のような国境に囚われる必要はありません。文化的、経済的、政治的な境界を越えた、新たなネットワークワークや世界的規模の活動や価値の創造が重要になります。高度な言語能力、情報・メディア運用能力、広範な知識と説得力を持ち、新たな価値の創造が可能な人材が求められます。グローバルイノベーションコンコースでは、グローバル人材を育成するために、異なる価値観の

人々や多様な文化・専門分野の人々と連携して職務を遂行するために必要な教養を学び、地域間の課題をグローバルに解決する能力を身につけます。

Features

東アジア圏や欧米を中心とした
様々な国籍の教員による多文化
共生・コミュニケーション教育

先輩学生の声



文学部 蔵座 美菜子さん

幼いころから旅行が好きで、大学では世界遺産や観光業について学び、就職先は観光資源やテーマパークの調査、オーストラリアでの長期留学、また韓国で開催されたユネスコ主催のワークショップにも参加しました。外国人旅行者の地方誘致とオーバーツーリズム問題について研究しましたが、卒論の執筆はもちろん、発表も英語で行いました。今はクルーズ船観光担当部署に勤めています。大学では豪華クルーズ船での旅のような経験はありませんでしたが、大学で身につけたスキルや知識を活かし、お客様ひとりひとりが満足していただけるような「経験」のプロデュースに日々邁進しています。



文学部 中川 菜月さん

私は以前から世界の教育格差や貧困問題に関心があり、それらを解決するための方法・活動について学んでいます。スペイン、タイ、ラオス、ベトナムでの研修に参加しました。特に、大阪のNPOが主催するラオスの公立孤児院にインターンとして学習支援に参加したことは貴重な経験になりました。そこでは、子どもたちと将来の夢について話し合う機会にも恵まれましたし、今後の卒論のための調査も行うこともできました。2025年2月からは交換留学生としてシドニー工科大学で学んでいます。これまでの経験や学びを経て、私自身がさらに教育や貧困問題の解決に関心を抱くようになったことから、お世話になった孤児院の方々に恩返しにできるよう、より教育や貧困問題について深く学び、今後自分にできることを探索していきたいです。



アドミッション・ポリシー（抜粋）

◆求める学生像

地域社会から国際社会に至る様々な課題解決に貢献し、社会イノベーションを担うことができる次のような人を求めます。

- 1. 地域社会から国際社会に至る様々な課題の解決に関心を持ち、新しい価値創出に挑戦しようとする意欲が高い人
- 2. 課題解決に必要な知識や技能を主体的に探究し、身につけようとする意欲が高い人
- 3. 背景や考え方が異なる人と進んで協力し、共に問題の解決に取り組むことへの強い意欲を持っている人
- 4. 営利・非営利を問わず、組織体の経営や起業することに深い関心を持っている人
- 5. 語学力(英語、中国語、韓国語等)を高め、外国語によるコミュニケーション力を身につけようとする意欲が高い人

募集人員 一般選抜(前期日程)、総合型選抜及び学校推薦型選抜 I により学生募集を行います。

学部等	コース(※)	入学定員	選抜方式		募集人員
共創 学環	地域 イノベーション コース グローバル イノベーション コース	80	一般選抜 (大学入学共通テストを課す)	前期日程	40
			総合型選抜 (大学入学共通テストを課す)	Kumamoto探究入試 【プレゼンテーション型】	(10人程度)
				Kumamoto探究入試 【地域課題解決挑戦型】	(4人程度)
				Kumamoto探究入試 【グローバルリーダー育成型】	(4人程度)
			総合型選抜 (大学入学共通テストを課さない)	国際バカロレア入試	(2人程度)
				海外在住者対象	(2人程度)
			帰国生徒対象	3	
			私費外国人留学生対象		
			学校推薦型選抜Ⅰ(大学入学共通テストを課さない)		15

※ コースについて/学環一括で募集し、3年次進級時に原則として希望に応じて各コースに配属する予定です。

入試日程(予定)

入試区分		学生募集要項発表	出願時期	試験日	合格者発表
総合型選抜	Kumamoto探究入試(※1) 【プレゼンテーション型】	7月中旬頃	9月下旬頃	10月下旬頃	合格内定:11月上旬頃 最終合格:2月中旬頃
	Kumamoto探究入試(※2) 【地域課題解決挑戦型】				
	Kumamoto探究入試(※2) 【グローバルリーダー育成型】				
	国際バカロレア入試(※2)				
	海外在住者対象(※2)	11月中旬頃	1月下旬頃	2月25日	3月上旬頃
	帰国生徒対象(※2)				
	私費外国人留学生対象(※2)				
学校推薦型選抜Ⅰ(※2)		9月下旬頃	11月上旬頃	11月下旬頃	12月上旬頃
一般選抜・前期日程(※1)		11月中旬頃	1月下旬頃	2月25日	3月上旬頃

※1 大学入学共通テストを課す ※2 大学入学共通テストを課さない

設置構想中 上記の内容は予定であり、内容を変更する場合があります。

探究活動で身につく力を評価する「Kumamoto探究入試」を導入します

共創学環では、新学習指導要領(2022年度実施)で充実化された「総合的な探究の時間」(探究学習)等での課題発見・課題解決的な学習活動で身につく力を測る新しい入試方法として、総合型選抜で「Kumamoto探究入試」を導入します。

授業外の取り組みも含め、自らの関心に基づいて、課題の発見や仮説の設定、実験・調査といった一連の課題解決・価値創造に取り組んだ経験を重視します。

総合型選抜:Kumamoto探究入試（募集人員:18人程度）			
類型	プレゼンテーション型 【大学入学共通テストを課す】 (10名程度)	地域課題解決挑戦型 【大学入学共通テストを課さない】 (4名程度)	グローバルリーダー育成型 【大学入学共通テストを課さない】 (4名程度)
主な 出願要件	● 高等学校等の教育課程内の授業において探究活動に取り組んだ経験がある者(教育課題外での取組も含む) ● 合格した場合、入学することができる者	● 本学が開講する「地域課題解決セミナー」を受講し、修了した者 ● 合格した場合、入学することを確約できる者	● 本学が開講する「グローバル課題解決セミナー」を受講し、修了した者 ● 合格した場合、入学することを確約できる者
出願書類	志望理由書・探究学習報告書・探究学習の成果物等	志望理由書・地域課題解決セミナー修了書等	志望理由書・グローバル課題解決セミナー修了書等
選抜方法	【一次選抜(書類審査)】 出願書類等を評価 【二次選抜(面接)】 探究活動に関するプレゼンテーションと出願書類を踏まえた面接 ※二次選抜までの結果を総合判定の上、合格判定者を決定し、さらに大学入学共通テストで指定する以下の教科・科目の成績(満点)の総得点が概ね60%に達した合格内定者を最終合格者とします。 (大学入学共通テストの指定教科・科目等) 国:国語……1 数:数Ⅰ・数A……1 数Ⅱ・数B・数C……1 外:英、独、仏、中、韓から1 情:情報Ⅰ……1 地歴:地総・地探・歴総・日探・歴総・世探 から1 公民:公・倫、公・政経 から1 理:物基・化基・生基・地基、物、化、生、地から1 (5教科6科目) ※地歴、公民又は理科のうちから1科目を選択すること ※「物基・化基・生基・地基」については、2つを選択することで「理科1科目」受験とする	【一次選抜(書類審査)】 免除 【二次選抜(面接)】 出願書類と地域課題解決セミナーの内容を踏まえた面接	【一次選抜(書類審査)】 免除 【二次選抜(面接)】 出願書類とグローバル課題解決セミナーの内容を踏まえた面接(一部英語)
その他	教育課程外(高校での授業以外)で探究活動に取り組んだ経験がある人も出願できます。 探究活動では、課題研究、部活動、委員会活動、課外活動、自主活動など活動の形式は問いません。	地域課題解決セミナー 【概要】 複数回の講義をオンライン(オンデマンド形式)で受講後、課される課題を提出し最終評価を行います。	グローバル課題解決セミナー 【概要】 複数回の講義をオンライン(オンデマンド形式)で受講後、課される課題(一部英語による)を提出し最終評価を行います。

一般選抜・前期日程

選抜区分	一般選抜前期日程【A方式】		一般選抜前期日程【B方式】	
大学入学 共通テストの 利用教科・科目名	教科	科目名等	教科	科目名等
	国 地歴 公民 数 理 外 情	国語……1 地総・地探・歴総・日探・歴総・世探から1又は2 から2 公・倫、公・政経から1 数Ⅰ・数A……1 数Ⅱ・数B・数C……1 物基・化基・生基・地基、物、化、生、地から1 英、独、仏、中、韓から1 情報Ⅰ……1 (6教科又は7教科8科目) ※「物基・化基・生基・地基」については、2つを選択解答することで「理科1科目」受験とする。	国 地歴 公民 数 理 外 情	国語……1 地総・地探・歴総・日探・歴総・世探 から1 公・倫、公・政経 数Ⅰ・数A……1 数Ⅱ・数B・数C……1 物、化、生、地から2 英、独、仏、中、韓から1 情報Ⅰ……1 (6教科8科目)
個別学力検査	国 外	現代の国語・言語文化・論理国語・文学国語(古文・漢文を除く) 英コⅠ・英コⅡ・英コⅢ・論表Ⅰ・論表Ⅱ・論表Ⅲ	数 外	数Ⅰ・数Ⅱ・数A・数B・数C 英コⅠ・英コⅡ・英コⅢ・論表Ⅰ・論表Ⅱ・論表Ⅲ

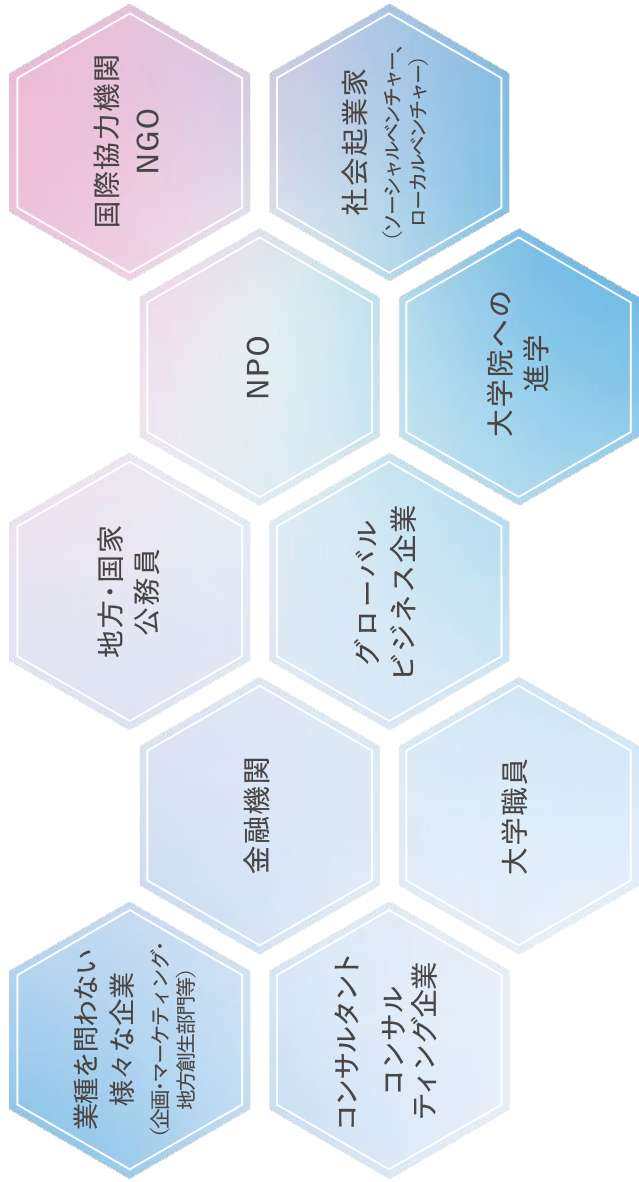
現時点で計画中のものであり、掲載している内容等については、今後変更になる可能性がございます。確定後の内容については、入学者選抜要項及び学生募集要項で必ず確認してください。

設置構想中

上記の内容は予定であり、内容を変更する場合があります。

卒業後の進路(想定)

卒業後の進路として、以下のような幅広い分野の進路先を想定しています。



企業・自治体からのメッセージ

私たち熊本県内外の自治体は、熊本大学と連携し、ローカルイノベーション育成を目指す未来創造塾の取組を通じ、地域課題の解決に取り組んできました。「共創学環」の学生の皆さんにも、地域フィールドを提供し、実践を通じ、地域課題解決力の強化が地域の魅力を高め、新たな価値を生み出し、地方への新たな人の流れを創出する環境を整えたいと思います。

学生の皆さんは、共に未来を築く仲間と考え、次世代の人材育成を全力で支えていきます。

一緒に、地域の未来を創造していきましょう！
入学、そして各地域での活動を楽しみにしています。



天草市長
馬場 昭治 さま

地域の若者たちが動き始め、未来を築く力を感じています。サテライト演習拠点を整備し、共創学環に協力していきます。



阿蘇地域振興
デザインセンター理事長
渡邊 誠次 さま

学生の皆さんには、阿蘇全体をより実践的な学びの場として活用してもらいたい。



玉名市長
黒原 隆浩 さま

玉名をフィールドにして、地元の人と共に地域課題解決や未来を構築できる人になってもらいたい。



菊池市長
江頭 実 さま

地域課題解決にはグローバルな知恵が不可欠。一緒に地域で活躍するためにも、グローバルな経験を重ねてほしい。



山鹿市長
早田 順一 さま

学生の皆さんには自治体の実践の場にどんどん出てきてほしい。そして地域の未来を共に創りたい。



和歌山県田辺市長
真砂 充敏 さま

地域を思い、挑戦し続けるプレーヤーに是非なっていただきたい。



八代市長
中村 博生 さま

未来創造塾との連携により、共創学環の拠点となる「新しい学びの場」を八代に作ってまいります。



熊本経済同友会
代表理事
笠原 慶久 さま

共創学環から未来へはばたく皆さんへ向け

熊本経済同友会を代表して、「共創学環」に挑む皆さんへ心からエールを送ります。
熊本は成長の可能性を広げる一方で、人口減少や地域間格差といった課題に直面しています。「共創学環」で知識を深め、経験を積み、自らのパースパス（存在意義）を深く見つめることで、自身の成長はもとより地域課題解決につながる能力を習得されることを期待しています。私たちと共に、地域社会の未来に向けた挑戦に踏み出し、熊本から新しい価値を創造していきましょう！



NTT西日本
サービスエンジニアリング部
DXリデザイン室長
浦川 秀明 さま

「共創学環」の学びを基に、地域から全国、世界へ飛び立とう！
多くの日本企業が、事業領域・技術領域を横断した企業変革・DX（デジタルトランスフォーメーション）に注目する今、熊本大学が掲げる「越境人材育成」の取組は注目に値します。地域課題を起点に、AIやロボティクスに代表される先端技術をグローバルに探索し、その課題解決や新しい価値を創出できる人材はまだ不足しています。「共創学環」での学びを基に、地域から全国、そして世界へ飛翔しましょう。



熊本県信用保証協会
会長
田嶋 徹 さま

共創学環を選び、将来、社会インベーションを担う挑戦者たちへ

今、地域金融の世界では単に融資にとどまらず、事業者への経営支援を行うことが強く求められています。地域課題をビジネスで解決する事業者を育成・サポートするとは、地域経済への貢献につながります。共創学環では、実際の社会課題の解決に取り組む産学官金の研究者や実務者から、各分野の生の声を聴き、自らの実践力を高めることができます。是非、共創学環の4年間を経て、地域経済をリードするような人材になられることを期待します。



株式会社JTB
熊本支社 支店長
阿部 敬行 さま

地域の魅力を発見し新たな価値へ。共に挑戦し、サステナブルな社会を創ろう！
JTBは「交流創造」を通じて、人と地域が交わる未来を描いています。「共創学環」での学びを通じ、地域の魅力を発見し、それを新たな価値へと変える挑戦に期待しています。皆さんの行動が地域を活性化し、社会を発展させる原動力となるでしょう。共にサステナブルな未来を創りましょう。



アサヒビール株式会社
広域営業本部 営業担当
佐野 恭兵 さま

共創学環での経験を、自分の魅力を高めるチャンスに
あなたから買います。それが営業の醍醐味。扱っている商品は同じ。知識や技術も必要だが、最後は「人」。商品力＋α「あなただから」と自分を選んでもらうことが、製品を手に取り、好きになるきっかけとなるはず。そうありたいと日々考え、営業をしています。あなたが共創学環で得る経験を、自分という商品価値を高める時間にどんどん活用して欲しいです。そしてどんな分野でも活躍できる「人財」になることを願っています。



ジーアイクラウド株式会社
(伊藤忠商事100%出資会社)
代表取締役社長
清原 延高 さま

自らの可能性を信じる力を育て、挑戦し続けよう！
海外での経験を通じて、語学力や商売の感度以上に自己肯定感の重要性を痛感しました。自己肯定感を通じて積極性や挑戦心が生まれ、高い目標の達成に粘り強く取り組む姿勢につながります。また、リーダーシップやイニシアチブを取ること、失敗からの回復力、コミュニケーションの質にも良い影響を与えます。共創学環での学びを通じて、自らの可能性を信じる力を育ててください。大学のリソースを活用し、大きな一歩を踏み出しましょう。

自分の想いを正確に伝え、人を動かす力を磨こう！
学生の皆様が共創学環での学びを通じて、様々な人を動かす力を培われることを期待しています。世界各国の仲間やお客様との協業には、語学力だけでなく客観的な情報に基づく意思伝達が重要だと日々感じます。大きな事業であるほど関わる相手は増え、立場も様々になるので、依頼や主張の際は意図や根拠を正確に伝える能力が求められます。自分の想いを客観的に表現し、仲間や経営と共に動かしていく人財を弊社は探しています。



富士電機株式会社
半導体事業本部
営業統括部
西村 憲治 さま



金岡 省吾 教授
Shogo KANAOKA

専門分野
ランドスケープ
(環境農学)、
地域づくり

地域の特長的な発展には、多様な主体(産学官金)が共創しながら課題に取り組むことが求められます。理論と実践を融合させる、シンクタンクで獲得した、専門領域と社会科学の知を活用する文理融合アプローチを通じて、次世代のリーダーとなる人材の育成にも力を入れ、人口減少時代の地域づくりをマネジメントしています。



鹿嶋 洋 教授
Hiroshi KASHIMA

専門分野
経済地理学、
産業地域論

共創学票では実践教育として地域でのフィールドワークを重視しています。地域を良くするには地域をより深く理解する必要がある。地理学の考え方やフィールドワークの技法が大いに役立ちます。私は経済地理学の立場から、地域の仕事(産業)と暮らしの関わりについて研究しています。地域に分け入り、共に学びましょう。



大藪 亮 教授
Akira OYABU

専門分野
マーケティング

マーケティング論は、「なぜあの会社は魅力的な製品を生み出せるのか?」や「どうして私たちは「丁髷な暮らし」に憧れるのか?」といった、身近な疑問を解き明かす手がかりを提供してくれる、楽しい奥深い学問です。身近な日常の中に隠れたビジネスの仕組みや消費者の心理を理解する面白さを体験してみませんか。



平野 順也 教授
Junya HIRANO

専門分野
コミュニケーション学、
修辞学

専門はコミュニケーション、特に修辞学(レトリック)です。コミュニケーション関係でも、特に暴力や死といった暗くて重いテーマに興味があります。最近はジェンダーやポップカルチャーについても研究しています。



**小池 ウルスラ
ヘレナ 教授**
Helena Ursula KOIKE

専門分野
歴史学、
グローバル教育

現代のグローバル化が進む社会において、多様な文化や価値観を理解する力を養い、歴史の多層的なつながりを認識すること、国際協力や共生のために不可欠な能力です。貿易、戦争、移民、宗教、技術革新などがどのように地球規模で影響し合ってきたのか、グローバルな視点で歴史学を学んでみませんか。



矢原 隆行 教授
Takayuki YAHARA

専門分野
臨床社会学、
ダイアローグ実践

聞くこと、話すこととしての会話が虚しいモノローグに占拠されてしまわなないために、私たちはいかなる「間」と「場」を創出していくことができるでしょうか。人と人、組織・機関間、コミュニティの内と外で生きた会話を重ねるための理念と方法について、共に実践を通して学んでいきましょう。



**キタイン アルマンド
ティビギン 教授**
Quitain Armando Tibigin

専門分野
化学工学、マイクロ波科学、
超臨界流体、
カーボン系触媒、バイオマス

私の専攻は化学工学で、膨大なバイオマス資源をグリーンかつ持続可能な形で利用し、有用な化学物質や燃料を生産するための研究を行っています。これらのアプローチがどのようなように持続可能性に貢献し、社会を革新できるのか、一緒に学びましょう。



尾山 真 准教授
Makoto OYAMA

専門分野
ランドスケープ
(環境農学)、
キャリア開発

ランドスケープとキャリア形成を専門に、地方創生に取り組んでいます。地域での持続的な取組には、自分の興味や得意を活かすことが重要です。それぞれの強みを生かしながら、地域課題の解決に挑戦し、未来を創りましょう。一人ひとりの想いが地域の力となり、新しい可能性を生み出します。



井原 健 准教授
Takeshi IHARA

専門分野
言語哲学

多くの人にとって言語と言えば日本語と英語の勉強でしよう。ただ、もっと大きな視点で眺めると、言語の間わる多くの側面について学ぶことが、そもそもわれわれ人間とはどういう生き物なのかという問いに答えるヒントを提供してくれます。そういう意味で言語の構造や歴史について知ることが意味があると考えられます。



片山 圭巳 准教授
Tamami KATAYAMA

専門分野
音声学、
第二言語習得論、
英語教育

英語母語話者と日本人英語学習者の音声認識や、音声言語処理、そして日本人英語学習者のリスニング能力の発達について調査しています。現在は、日本語と英語の音節構造に焦点をあてて、日本人英語学習者などのように音声言語を認識しているのか、また学習熟度によって言語処理の方略に違いがあるのかについて研究しています。



栗山 恵子 准教授
Keiko KURIYAMA

専門分野
日本語教育、言語学

グローバル化が進み、日本語教育も構成主義から社会構成主義へとパラダイムシフトを遂げました。そんな中、日本語母語話者と非母語話者の共生や協働を目指した日本語教育の実践が増えてきています。語学教育を通じて、世界各国からの留学生と日本人学生が共に学べる学習環境で、皆さんも新たな学びを追求してみませんか。



佐川 祥予 准教授
Sachijo SAGAWA

専門分野
日本語教育学、
ナラティブ分析、
ライフストーリー研究

ことばって何だろう? コミュニケーションをするのは何のため? 当たり前だと思っていることや身近なことを考えるのは、実は、けっこう難しいです。ことばを使うことは、他者との関係をつくるだけではなく、自己を形成し、また、世界を制作していく行為でもあります。いろいろな視点から、ことばについて一緒に考えましょう。



山口 智哉 准教授
Tomoya YAMAGUCHI

専門分野
宋代史、台湾史、記憶と場所

私が目指しているのは「場所をつくる」ことです。現在、恐ろしいスピードで「場所」が消失し、そこに宿る「記憶」が失われていきます。いまいちど記憶をかき集めて物語を編み、空間に埋め込むことで場所を創造し、地域や国を超えた人々と共有できれば、場所を永続させることができそうです。場所を一緒につくってみませんか?



西川 里織 准教授
Saori NISHIKAWA

専門分野
社会心理学、発達心理学、
医療心理学

社会心理学は、集団や社会生活における人間の心と行動の本質を探る学問です。私は、地域や日本、さらにはグローバルな視点から世界全体を見渡し、人々の心の動きに関心を持っています。複雑に絡み合った社会問題を解きほぐし、その解決策を共に考えていきましょう。



石原 明子 准教授
Akiko ISHIHARA

専門分野
紛争変容・平和構築学、
医療福祉政策

「対立や葛藤から未来を拓く」紛争変容・平和構築学を専門としています。グローバルそしてローカルな社会課題や平和の課題に共に向き合い、対話やアートを用いてよりよい未来を共に創り上げる方法を実践的に学びましょう。環境、平和、少子高齢化、サステイナビリティに関心のある方、集まれ!



上土井 宏太 准教授
Kota JODOI

専門分野
ディベート教育、議論学、
英語教育学

現在の専門はディベート教育ですが、学部・修士は応用化学を専攻していたので、文理両方の視点から研究を行っています。幅広く、議論教育、ディベートを用いた英語教育などを扱っています。学生の皆さんにディベート、議論の面白さを伝えて、一緒に学び合うことを楽しみにしています。



崔 相振 准教授
Sangjin CHOI

専門分野
韓国語教育、
異文化コミュニケーション、
韓国現代文化

言語は人と人をつなぐ不思議な力があります。また、グローバルな視点で考え行動するためには、語学力は欠かせない武器となります。可能性に満ちた魅力あるキャンパスで留学生と触れ合いながら、韓国語を体系的に学び、韓国文化に多く触れ、異文化理解や異文化コミュニケーション力を身につけましょう。



**シムズ ランダー
ブライアント 講師**
Lander Bryant Sims

専門分野
教育技術

国際的な環境で働くにはどのようなスキルが必要であると考えますか? 語学力はもちろんのこと、異文化理解、適応力、柔軟性、感情的知性も必要不可欠なスキルです。私と一緒に、国内外の留学生と直接学び、将来に役立つスキルを磨きましょう。



**ハリ プラサデウ
デブコタ 助教**
Hari Prasad Devkota

専門分野
リーダーシップ教育、
科学コミュニケーション、
異分野教育、医療政策

リーダーシップ教育と異分野教育を基盤とし、革新的かつ異文化間のアプローチを通して、複雑な地球規模の課題を解決するための重要なスキルを習得します。そして、様々な分野にわたる持続可能なソリューションを創出できる未来のリーダーを育成します。



イアン アイズマンガー 教授
Ian ISEMONGER

専門分野
教師教育、応用言語学、第二言語習得、英語教育、
心理測定学、異文化コミュニケーション

私は英語教育を専門とし、大学院レベルでの教師教育にも関わっています。英語教育、教授法、カリキュラム設計、第二言語習得、統計的方法論、心理測定学、異文化コミュニケーションを教え、研究しています。また、アクティビブ・ラーニングやAI(特にLLMベースのチャットボット)の言語学習への応用、デジタル人文学、学際的知識生産にも取り組んでいます。

上記教員の他、文学部、法学部、理学部、工学部等の教員が参画します。
さらに、国内外の企業・自治体・金融機関・教育機関等で活躍する人や
起業家・経営者等が外部講師として授業を担当します。

連係協力学部の教員による授業科目一覧

		科目名	連係協力学部			
			文学部	法学部	理学部	工学部
専門教育科目	共創基盤科目 卒業要件単位数 16	プレゼンテーション入門				
		共創キャリアデザイン				
		クリティカルシンキング入門				
		リーダーシップスキル				
		共創実践論Ⅰ				
		共創実践論Ⅱ				
		共創企業戦略論Ⅰ				
		共創企業戦略論Ⅱ				
		地域再生論				
		経済地理学				
		社会課題解決のためのデータサイエンス基礎				○
	共創プロジェクト科目 卒業要件単位数 22	共創プロジェクト演習Ⅰ				
		共創プロジェクト演習Ⅱ				
		共創プロジェクト演習Ⅲ				
		共創プロジェクト演習Ⅳ				
		地域共創プロジェクト演習				
		グローバル共創プロジェクト演習				
		地域共創プロジェクト研究				
		グローバル共創プロジェクト研究				
	共創専門科目 卒業要件単位数 56					
		ビジネス統計学				○
		社会課題解決のためのデータサイエンス応用				○
		グローバルコラボレーションとAIテクノロジー				
		デジタル・グリーン・トランスフォーメーション				○
		企業から学ぶICT・DX活用論				○
		防災・減災学				○
		データマイニング				
		安全学				○
		生物資源学				○
		バイオテクノロジー				○
		バイオ循環型グリーンテクノロジー				○
		グリーンケミストリー				○
		社会インフラメンテナンス学				○
		水環境管理論				○
		地域デザイン学				○
		アーバンプランニング				○
		くまもと流域圏の自然と生物多様性			○	
		山・川・海の自然と環境・災害問題			○	
		地球システム学			○	
		地球環境科学			○	
		地球史			○	
		生物多様性学Ⅰ			○	
		生物多様性学Ⅱ			○	
		グローバルヘルスとウェルビーイング				
		技術と共に探る地域健康デザイン				
		社会科学方法論				
		ポジティブ心理学				
		コミュニティー心理学				
		ディバート学Ⅰ				
		ディバート学Ⅱ				
		ダイアログ実践Ⅰ				
		ダイアログ実践Ⅱ				
		社会調査法				
		紛争解決・平和構築概論				
		紛争解決・平和構築実践論				
		コミュニケーションとジェンダー				
		文化進化論				

		科目名	連係協力学部			
			文学部	法学部	理学部	工学部
	シ ョ ン 系	クリティカル・インシデント				
		情報生態系とメディア				
		総合実践英語Ⅰ				
		総合実践英語Ⅱ				
		総合実践中国語				
		総合実践韓国語				
		研究法入門				
		日英・英日翻訳演習				
		コミュニケーション論				
		心理学概論	○			
		コミュニケーション特論				
		経 営 ・ 経 済 ・ 公 共 政 策 系	地域経済論			
	ローカルイノベーター育成論Ⅰ					
	ローカルイノベーター育成論Ⅱ					
	経営戦略論					
	マーケティング論					
	消費者行動論					
	コーポレートガバナンス論					
	与信会計論					
	アート思考演習					
	マーケティング・リサーチ					
	サービスマーケティング					
	環境経済論			○		
	地域政策			○		
	地方財政			○		
	経済政策			○		
	国際経済論			○		
	行政学Ⅰ			○		
	行政学Ⅱ			○		
	社会保障法Ⅰ			○		
	社会保障法Ⅱ			○		
	地域社会学概論Ⅰ		○			
	地理学概論		○			
	自然地理学Ⅰ		○			
	地理調査法概説		○			
	自然地理学Ⅱ		○			
	経営・マーケティング特論					
多 文 化 共 生 系	グローバル・チーム・ダイナミクス					
	多文化社会と日本					
	韓国現代文化論					
	日韓比較文化論					
	現代台湾研究					
	台湾の文化と社会					
	日本語日本文学入門	○				
	中国語圏文化論	○				
	英語圏文化論	○				
	ドイツ語圏・フランス語圏文化論	○				
	比較文学・国際文化学入門	○				
	現代文化資源学入門	○				
	倫理学概論	○				
	社会学概論	○				
	文化人類学概論	○				
	日本史概説Ⅰ	○				
	考古学概説Ⅰ	○				
	アジア史概説Ⅰ	○				
	西洋史概説Ⅰ	○				
	文化史概説Ⅰ	○				
			20	9	7	15

カリキュラム・ポリシーと教育課程（授業科目）の関係（地域イノベーションコース）

タイプロマ
ポリミー

自治体や企業等の課題について実地研修を通して学び、人と地域環境に働きかけることで共生共創社会を創成していくための環境を整備する

地域社会の持続可能な発展に高い関心を持ち、積極的かつ主体的に共創を実践できる。

課題の検討や課題の将来的な解決に必要なこととなる、様々な文
理統合的な知識や技能を主体的に探究することができる。

学修成果

豊かな教養

確かな専門性

創造的な知性

社会的な実践力

グローバルな視野

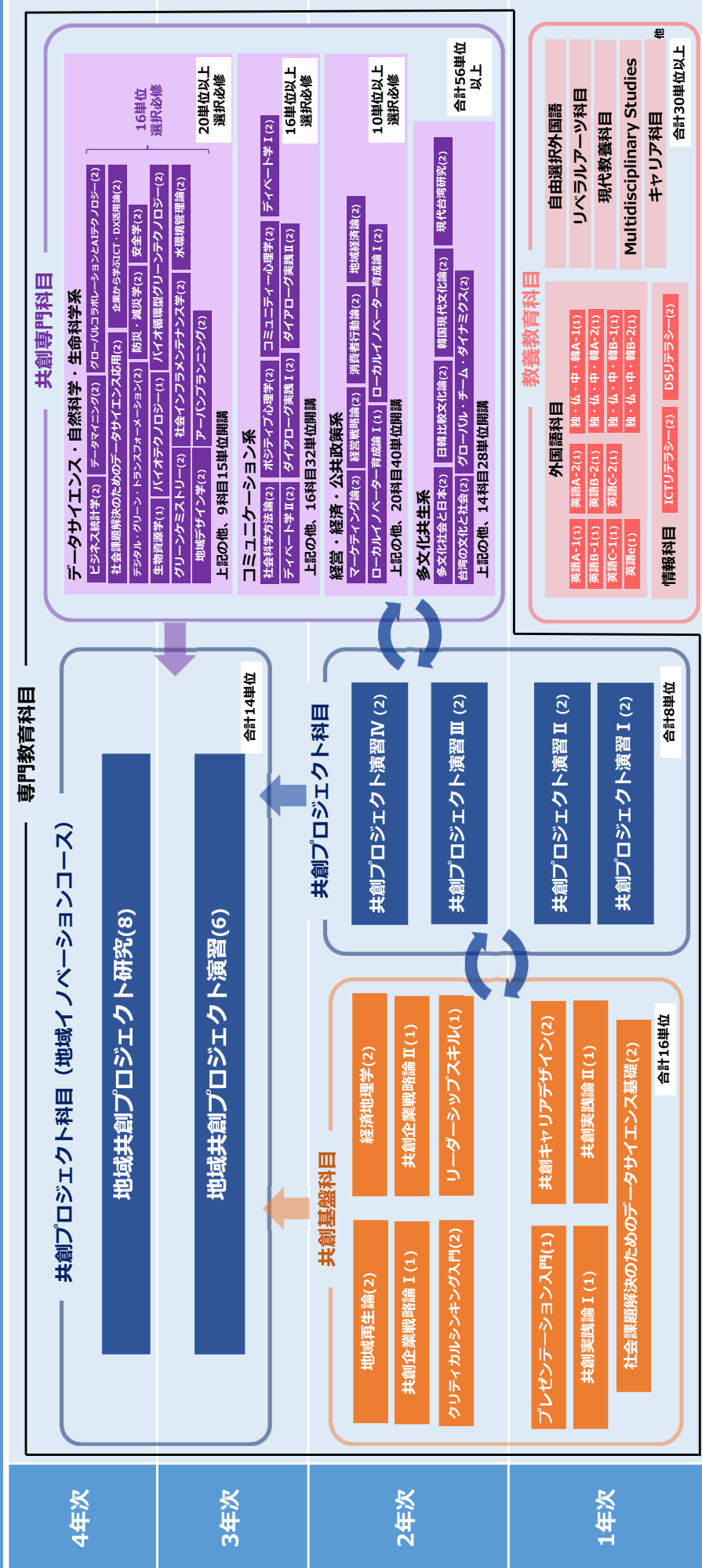
技術の活用力

的な知力

カリキュラム・ポリシー

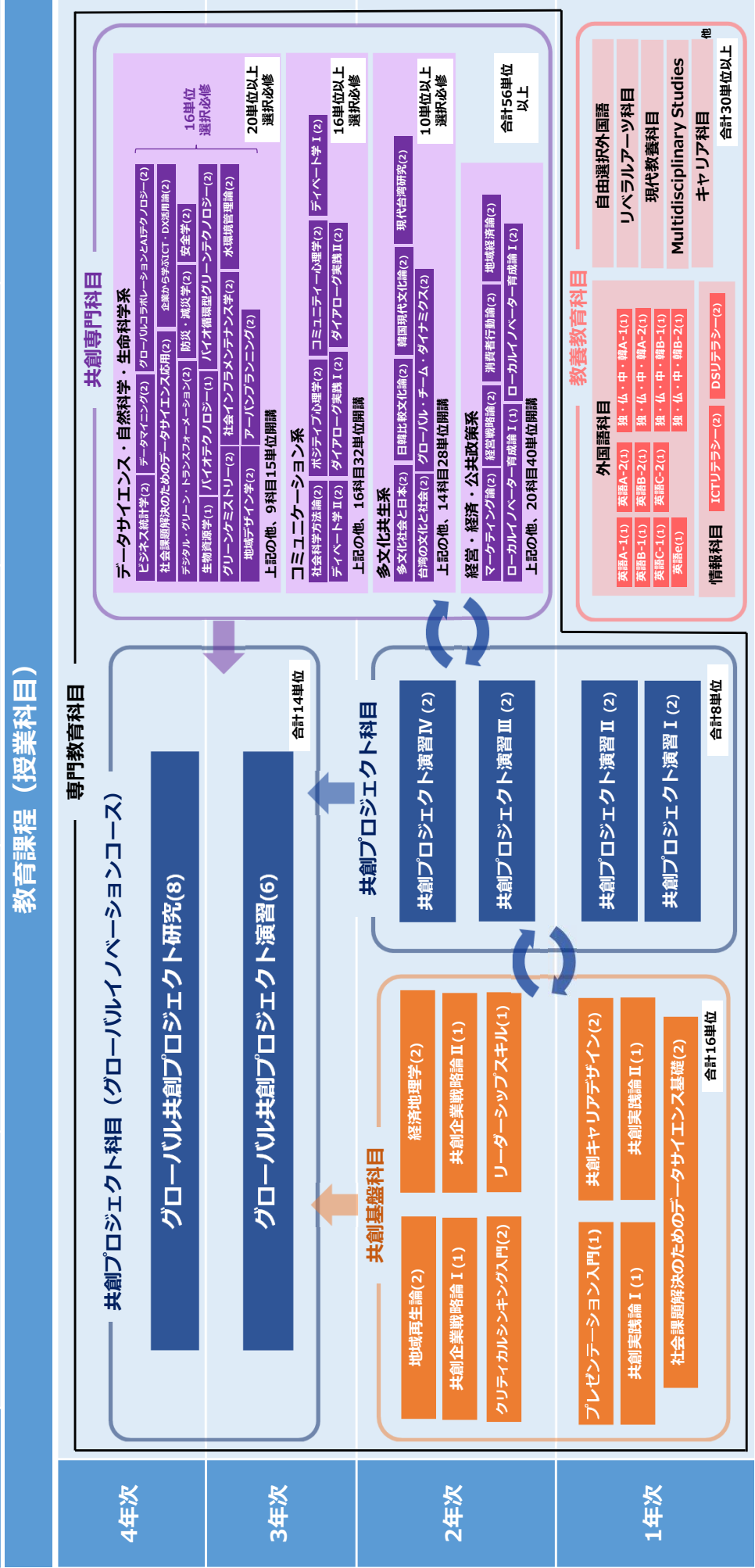
カリキュラム・ポリシー	体系性（教養教育科目）	体系性（専門教育科目）	段階性	個別化（進路への対応）
	多様で俯瞰的な視野、視点で物事を理解し考える素養や力を養うとともにグローバルな社会、情報社会を生き抜くための能力を身につけることを目的として編成。	人間科学、社会人間学、地域科学、歴史、コミュニケーション、多文化共生、経営・経済、公共政策、データサイエンス、自然科学、生命科学の幅広い分野から構成される複野・専門科目群をもち、多面的な視野・知識・技能や実践的な課題解決能力が身に付くように編成。	基礎的な科目から学年進行に沿って応用的・発展的な科目（特に経営・経済・公共政策系の授業科目）を学修するよう編成。	共創基礎科目に配置する「共創キャリアデザイン」や共創プロジェクト科目を通じて、将来の進路に即した専門性が身に付けられるよう編成しています。

教育課程 (授業科目)



カリキュラム・ポリシーと教育課程（授業科目）の関係（グローバルイノベーションコース）

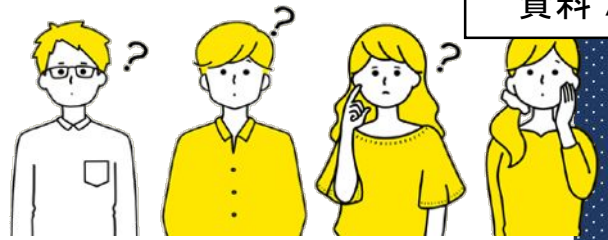
ディプロマ ポリシー	海外での活動等を通じて、異なる価値観の人々や多様な文化・専門分野の人々と連携して職務を遂行するために必要な教養を学び、地域間の課題をグローバルに解決する能力を有し、それらを駆使して様々な課題解決に貢献し、社会イノベーションを担う人材の育成				
	国際協調を基本として、国際社会における様々な地域課題の解決に向けて、背景や考え方が異なる人と進んで協力し、共に問題の解決に取り課題の検討や課題の将来的な解決に必要なこととなる、様々な文強い意欲と高度な語学力を持って積極的かつ主体的に共創を実践できる。 理融会的な知識や技能を主体的に探究することができる。				
学修成果	豊かな教養	確かな専門性	創造的な知性	社会的な実践力	グローバルな視野 情報通信技術の活用力 汎用的な知力
カリキュラム・ポリシー	体系性（教養教育科目）	体系性（専門教育科目）	段階性	個別化（進路への対応）	
	多様な俯瞰的な視野・視点で物事を理解し考える素養や力を養うとともにグローバル社会、情報社会を生き抜くための能力を身につけることを目的として編成。	人間科学、社会人間学、地域科学、歴史、コミュニケーション、多文化共生、経営、経済、公共政策、データサイエンス、自然科学、生命科学の幅広い分野から構成される文理融合の専門科目群をもち、多面的な視野・知識・技能や実践的な課題解決能力が身に付くよう編成。	基礎的な科目から学生進路に沿って応用的・発展的な科目（特に多文化共生系の授業科目）を学習するよう編成	共創基盤科目に配置する「共創キャリアデザイン」や共創プロジェクト科目を通じて、将来の進路に即した専門性が身に付けられるよう編成しています。	



()内の数字は単位数を示す

学修成果可視化システム

ASO



って何・・・？

学生生活における自らの学修や行動について振り返り、様々な根拠資料で裏付けられた成長を記録することができるシステムです。自身の強みや弱みを確認するとともに、就職活動時のエントリーシートや大学院進学時の志望理由書の作成など、次のステップに進むための根拠と自信につなげるために是非活用してみましょう。

ASOでできること



履修した授業科目、単位、成績、シラバスの確認

これまでのあなたの学修成績が、年度・7つの学修成果毎に分類され、成績によってマス目状のアイコンに色分けされて表示されます。次の学期や年度に向けて、自身の強みをより引き出し、弱みを克服するためには、どのような科目を履修し、学修に取り組んでいくべきか、目標を立てることができます。



取得単位数、GPA*、TOEIC-IPスコアの確認

7つの学修成果毎に取得した単位数やGPA*、TOEIC-IPのスコアをレーダーチャートやグラフで確認することができます。

*GPA…「Grade Point Average」の略で、学業成績優秀者の表彰、奨学金支給及び授業料免除の審査、進級時のコース分けの選定、高得点者におけるCAP制の解除、早期卒業の判定大学院入試の選考等に活用されています。



アクセス方法

下記URLまたはQRコードからアクセスすることができます。

(学外からでも一部機能を除きアクセスが可能です。)

【URL】 <https://aso.kumamoto-u.ac.jp/>



Moodleへの提出物データの確認

Moodleに提出した、課題や小テスト等の確認をすることができます。履修した科目でどのような学習を行ったかを、振り返ることができます。



その他学修成果(論文・課外活動等)の追加登録

学修成果入力では、論文や学会発表、クラブ・サークル活動やボランティア活動、表彰や検定・資格等を入力することができます。大学の授業以外で行った活動を積極的に記録し、蓄積しましょう。



外部試験の結果を基に英語力推移を確認

学修成果入力で入力した英語外部試験の結果はTOEICの点数に換算され、折れ線グラフで推移を確認できます。



外部試験TOEIC換算グラフ

論文
学会発表
著書
報告書
翻訳
クラブ・サークル活動
ボランティア活動
表彰
校定・資格等
委員(学内)
委員(学外)
英語外部試験スコア
海外での学修経験

学習成果入力

必修（選択可）（必須あり）

英語外部試験スコア

上記を履修以外の場合

タイトル:

英語学部試験スコア

住所:

2018/06/01

英語外部試験の取得スコア（最終年度）:

TOEIC（公開スコア、必ず入力）	990	点	取得日:	2018/07/01
TOEFL iBTスコア（公開スコア）に入力してください。				
TOEFL PBT	677	点	取得日:	2018/07/02
TOEFL iBT	877	点	取得日:	2018/07/03
IELTS	8.0	点	取得日:	2018/07/04
英検英語能力検定（英検）	1	級	取得日:	2018/07/05
その他				
英検准一（合格可）				
英検准二（合格可）	5	点（級）	取得日:	2018/07/06
		点（級）	取得日:	2000/01/01
		点（級）	取得日:	2000/01/01

英検準一（スコアシート欄）（複数選択可）:

【ファイル選択】選択されています。

備考（2000文字以内）:

この文字はデモです。文字の大きさ、色、字種、行間等も確認するために入力しています。

登録



「**学修成果入力**」画面では、論文や学会発表、英語外部試験のスコアに加え、サークルやボランティアの活動内容、海外での学習経験など、様々な学修成果を入力できます。特に、**英語外部試験のスコア**については、**TOEICのスコアに換算**され、学部等で一斉実施した英語外部試験を含めて**自身の英語力の推移がグラフで確認**できます。該当する成果があれば**積極的に登録**しましょう!!

[illegible]

7つの学修成果と科目の関係を確認できる「印刷用詳細データ表示」とグラフやリーダーチャート、アイコンなどで視覚的に確認できる「印刷用トップページ表示」の2つの機能を用意

「印刷用トップページ表示」または「印刷用詳細データ表示」から、「学修の記録(学修成果)」を出力できます。半期毎にあなたの学修成果が蓄積されていき、卒業(修了)時にはディプロマ・サプリメント(学位証書補足資料)として活用いただけます。

地域の多様な組織・人々と合意形成を図りながら、地域課題をビジネス手法から解決に導くことができる人材（ローカルイノベーション人材）

履修する
科目を
黄色で示す。

学年	科目名称	1年次		2年次		3年次		4年次		単位数
		科目名称	単位数	科目名称	単位数	科目名称	単位数	科目名称	単位数	
共創基礎科目	コース共通	英語A1	必修	英語A2	必修	英語A3	必修	英語A4	必修	16
		英語B1	必修	英語B2	必修	英語B3	必修	英語B4	必修	16
		英語C1	必修	英語C2	必修	英語C3	必修	英語C4	必修	16
		英語D1	必修	英語D2	必修	英語D3	必修	英語D4	必修	16
		英語E1	必修	英語E2	必修	英語E3	必修	英語E4	必修	16
		英語F1	必修	英語F2	必修	英語F3	必修	英語F4	必修	16
		英語G1	必修	英語G2	必修	英語G3	必修	英語G4	必修	16
		英語H1	必修	英語H2	必修	英語H3	必修	英語H4	必修	16
	コース共通	英語I1	必修	英語I2	必修	英語I3	必修	英語I4	必修	16
		英語J1	必修	英語J2	必修	英語J3	必修	英語J4	必修	16
		英語K1	必修	英語K2	必修	英語K3	必修	英語K4	必修	16
		英語L1	必修	英語L2	必修	英語L3	必修	英語L4	必修	16
		英語M1	必修	英語M2	必修	英語M3	必修	英語M4	必修	16
		英語N1	必修	英語N2	必修	英語N3	必修	英語N4	必修	16
		英語O1	必修	英語O2	必修	英語O3	必修	英語O4	必修	16
		英語P1	必修	英語P2	必修	英語P3	必修	英語P4	必修	16
共創プロジェクト科目	コース共通	英語Q1	必修	英語Q2	必修	英語Q3	必修	英語Q4	必修	16
		英語R1	必修	英語R2	必修	英語R3	必修	英語R4	必修	16
		英語S1	必修	英語S2	必修	英語S3	必修	英語S4	必修	16
		英語T1	必修	英語T2	必修	英語T3	必修	英語T4	必修	16
	コース共通	英語U1	必修	英語U2	必修	英語U3	必修	英語U4	必修	16
		英語V1	必修	英語V2	必修	英語V3	必修	英語V4	必修	16
		英語W1	必修	英語W2	必修	英語W3	必修	英語W4	必修	16
		英語X1	必修	英語X2	必修	英語X3	必修	英語X4	必修	16
		英語Y1	必修	英語Y2	必修	英語Y3	必修	英語Y4	必修	16
		英語Z1	必修	英語Z2	必修	英語Z3	必修	英語Z4	必修	16
		英語AA1	必修	英語AA2	必修	英語AA3	必修	英語AA4	必修	16
		英語AB1	必修	英語AB2	必修	英語AB3	必修	英語AB4	必修	16
	コース共通	英語AC1	必修	英語AC2	必修	英語AC3	必修	英語AC4	必修	16
		英語AD1	必修	英語AD2	必修	英語AD3	必修	英語AD4	必修	16
		英語AE1	必修	英語AE2	必修	英語AE3	必修	英語AE4	必修	16
		英語AF1	必修	英語AF2	必修	英語AF3	必修	英語AF4	必修	16
共創専門科目	コース共通	英語AG1	必修	英語AG2	必修	英語AG3	必修	英語AG4	必修	16
		英語AH1	必修	英語AH2	必修	英語AH3	必修	英語AH4	必修	16
		英語AI1	必修	英語AI2	必修	英語AI3	必修	英語AI4	必修	16
		英語AJ1	必修	英語AJ2	必修	英語AJ3	必修	英語AJ4	必修	16
	コース共通	英語AK1	必修	英語AK2	必修	英語AK3	必修	英語AK4	必修	16
		英語AL1	必修	英語AL2	必修	英語AL3	必修	英語AL4	必修	16
		英語AM1	必修	英語AM2	必修	英語AM3	必修	英語AM4	必修	16
		英語AN1	必修	英語AN2	必修	英語AN3	必修	英語AN4	必修	16
		英語AO1	必修	英語AO2	必修	英語AO3	必修	英語AO4	必修	16
		英語AP1	必修	英語AP2	必修	英語AP3	必修	英語AP4	必修	16
		英語AQ1	必修	英語AQ2	必修	英語AQ3	必修	英語AQ4	必修	16
		英語AR1	必修	英語AR2	必修	英語AR3	必修	英語AR4	必修	16
	コース共通	英語AS1	必修	英語AS2	必修	英語AS3	必修	英語AS4	必修	16
		英語AT1	必修	英語AT2	必修	英語AT3	必修	英語AT4	必修	16
		英語AU1	必修	英語AU2	必修	英語AU3	必修	英語AU4	必修	16
		英語AV1	必修	英語AV2	必修	英語AV3	必修	英語AV4	必修	16
情報科目	コース共通	英語AW1	必修	英語AW2	必修	英語AW3	必修	英語AW4	必修	16
		英語AX1	必修	英語AX2	必修	英語AX3	必修	英語AX4	必修	16
		英語AY1	必修	英語AY2	必修	英語AY3	必修	英語AY4	必修	16
		英語AZ1	必修	英語AZ2	必修	英語AZ3	必修	英語AZ4	必修	16
	コース共通	英語BA1	必修	英語BA2	必修	英語BA3	必修	英語BA4	必修	16
		英語BB1	必修	英語BB2	必修	英語BB3	必修	英語BB4	必修	16
		英語BC1	必修	英語BC2	必修	英語BC3	必修	英語BC4	必修	16
		英語BD1	必修	英語BD2	必修	英語BD3	必修	英語BD4	必修	16
		英語BE1	必修	英語BE2	必修	英語BE3	必修	英語BE4	必修	16
		英語BF1	必修	英語BF2	必修	英語BF3	必修	英語BF4	必修	16
		英語BG1	必修	英語BG2	必修	英語BG3	必修	英語BG4	必修	16
		英語BH1	必修	英語BH2	必修	英語BH3	必修	英語BH4	必修	16
	コース共通	英語BI1	必修	英語BI2	必修	英語BI3	必修	英語BI4	必修	16
		英語BJ1	必修	英語BJ2	必修	英語BJ3	必修	英語BJ4	必修	16
		英語BK1	必修	英語BK2	必修	英語BK3	必修	英語BK4	必修	16
		英語BL1	必修	英語BL2	必修	英語BL3	必修	英語BL4	必修	16
総合教育科目	コース共通	英語BM1	必修	英語BM2	必修	英語BM3	必修	英語BM4	必修	16
		英語BN1	必修	英語BN2	必修	英語BN3	必修	英語BN4	必修	16
		英語BO1	必修	英語BO2	必修	英語BO3	必修	英語BO4	必修	16
		英語BP1	必修	英語BP2	必修	英語BP3	必修	英語BP4	必修	16
	コース共通	英語BQ1	必修	英語BQ2	必修	英語BQ3	必修	英語BQ4	必修	16
		英語BR1	必修	英語BR2	必修	英語BR3	必修	英語BR4	必修	16
		英語BS1	必修	英語BS2	必修	英語BS3	必修	英語BS4	必修	16
		英語BT1	必修	英語BT2	必修	英語BT3	必修	英語BT4	必修	16
		英語BU1	必修	英語BU2	必修	英語BU3	必修	英語BU4	必修	16
		英語BV1	必修	英語BV2	必修	英語BV3	必修	英語BV4	必修	16
		英語BW1	必修	英語BW2	必修	英語BW3	必修	英語BW4	必修	16
		英語BX1	必修	英語BX2	必修	英語BX3	必修	英語BX4	必修	16
	コース共通	英語BY1	必修	英語BY2	必修	英語BY3	必修	英語BY4	必修	16
		英語BZ1	必修	英語BZ2	必修	英語BZ3	必修	英語BZ4	必修	16
		英語CA1	必修	英語CA2	必修	英語CA3	必修	英語CA4	必修	16
		英語CB1	必修	英語CB2	必修	英語CB3	必修	英語CB4	必修	16
総合教育科目	コース共通	英語CC1	必修	英語CC2	必修	英語CC3	必修	英語CC4	必修	16
		英語CD1	必修	英語CD2	必修	英語CD3	必修	英語CD4	必修	16
		英語CE1	必修	英語CE2	必修	英語CE3	必修	英語CE4	必修	16
		英語CF1	必修	英語CF2	必修	英語CF3	必修	英語CF4	必修	16
	コース共通	英語CG1	必修	英語CG2	必修	英語CG3	必修	英語CG4	必修	16
		英語CH1	必修	英語CH2	必修	英語CH3	必修	英語CH4	必修	16
		英語CI1	必修	英語CI2	必修	英語CI3	必修	英語CI4	必修	16
		英語CJ1	必修	英語CJ2	必修	英語CJ3	必修	英語CJ4	必修	16
		英語CK1	必修	英語CK2	必修	英語CK3	必修	英語CK4	必修	16
		英語CL1	必修	英語CL2	必修	英語CL3	必修	英語CL4	必修	16
		英語CM1	必修	英語CM2	必修	英語CM3	必修	英語CM4	必修	16
		英語CN1	必修	英語CN2	必修	英語CN3	必修	英語CN4	必修	16
	コース共通	英語CO1	必修	英語CO2	必修	英語CO3	必修	英語CO4	必修	16
		英語CP1	必修	英語CP2	必修	英語CP3	必修	英語CP4	必修	16
		英語CQ1	必修	英語CQ2	必修	英語CQ3	必修	英語CQ4	必修	16
		英語CR1	必修	英語CR2	必修	英語CR3	必修	英語CR4	必修	16
総合教育科目	コース共通	英語CS1	必修	英語CS2	必修	英語CS3	必修	英語CS4	必修	16
		英語CT1	必修	英語CT2	必修	英語CT3	必修	英語CT4	必修	16
		英語CU1	必修	英語CU2	必修	英語CU3	必修	英語CU4	必修	16
		英語CV1	必修	英語CV2	必修	英語CV3	必修	英語CV4	必修	16
	コース共通	英語CW1	必修	英語CW2	必修	英語CW3	必修	英語CW4	必修	16
		英語CX1	必修	英語CX2	必修	英語CX3	必修	英語CX4	必修	16
		英語CY1	必修	英語CY2	必修	英語CY3	必修	英語CY4	必修	16
		英語CZ1	必修	英語CZ2	必修	英語CZ3	必修	英語CZ4	必修	16
		英語DA1	必修	英語DA2	必修	英語DA3	必修	英語DA4	必修	16
		英語DB1	必修	英語DB2	必修	英語DB3	必修	英語DB4	必修	16
		英語DC1	必修	英語DC2	必修	英語DC3	必修	英語DC4	必修	16
		英語DD1	必修	英語DD2	必修	英語DD3	必修	英語DD4	必修	16
	コース共通	英語DE1	必修	英語DE2	必修	英語DE3	必修	英語DE4	必修	16
		英語DF1	必修	英語DF2	必修	英語DF3	必修	英語DF4	必修	16
		英語DG1	必修	英語DG2	必修	英語DG3	必修	英語DG4	必修	16
		英語DH1	必修	英語DH2	必修	英語DH3	必修	英語DH4	必修	16
総合教育科目	コース共通	英語DI1	必修	英語DI2	必修	英語DI3	必修	英語DI4	必修	16
		英語DJ1	必修	英語DJ2	必修	英語DJ3	必修	英語DJ4	必修	16
		英語DK1	必修	英語DK2	必修	英語DK3	必修	英語DK4	必修	16
		英語DL1	必修	英語DL2	必修	英語DL3	必修	英語DL4	必修	16
	コース共通	英語DM1	必修	英語DM2	必修	英語DM3	必修	英語DM4	必修	16
		英語DN1	必修	英語DN2	必修	英語DN3	必修	英語DN4	必修	16
		英語DO1	必修	英語DO2	必修	英語DO3	必修	英語DO4	必修	16
		英語DP1	必修	英語DP2	必修	英語DP3	必修	英語DP4	必修	16
		英語DQ1	必修	英語DQ2	必修	英語DQ3	必修	英語DQ4	必修	16
		英語DR1	必修	英語DR2	必修	英語DR3	必修	英語DR4	必修	16
		英語DS1	必修	英語DS2	必修	英語DS3	必修	英語DS4	必修	16
		英語DT1	必修	英語DT2	必修	英語DT3	必修	英語DT4	必修	16
	コース共通	英語DU1	必修	英語DU2	必修	英語DU3	必修	英語DU4	必修	16
		英語DV1	必修	英語DV2	必修	英語DV3	必修	英語DV4	必修	16
		英語DW1	必修	英語DW2	必修	英語DW3	必修	英語DW4	必修	16
		英語DX1	必修	英語DX2	必修	英語DX3	必修	英語DX4	必修	16
総合教育科目	コース共通	英語DY1	必修	英語DY2	必修	英語DY3	必修	英語DY4	必修	16
		英語DZ1	必修	英語DZ2	必修	英語DZ3	必修	英語DZ4	必修	16
		英語EA1	必修	英語EA2	必修	英語EA3	必修	英語EA4	必修	16
		英語EB1	必修	英語EB2	必修	英語EB3	必修	英語EB4	必修	16
	コース共通	英語EC1	必修	英語EC2	必修	英語EC3	必修	英語EC4	必修	16
		英語ED1	必修	英語ED2	必修	英語ED3	必修	英語ED4	必修	16
		英語EE1	必修	英語EE2	必修	英語EE3	必修	英語EE4	必修	16
		英語EF1	必修	英語EF2	必修	英語EF3	必修	英語EF4	必修	16
		英語EG1	必修	英語EG2	必修	英語EG3	必修	英語EG4	必修	16
		英語EH1	必修	英語EH2	必修	英語EH3	必修	英語EH4	必修	16
		英語EI1	必修	英語EI2	必修	英語EI3	必修	英語EI4	必修	16
		英語EJ1	必修	英語EJ2	必修	英語EJ3	必修	英語EJ4	必修	16
	コース共通	英語EK1	必修	英語EK2	必修	英語EK3	必修	英語EK4	必修	16
		英語EL1	必修	英語EL2	必修	英語EL3	必修	英語EL4	必修	16
		英語EM1	必修	英語EM2	必修	英語EM3	必修	英語EM4	必修	16
		英語EN1	必修	英語EN2	必修	英語EN3	必修	英語EN4	必修	16
総合教育科目	コース共通	英語EO1	必修	英語EO2	必修	英語EO3	必修	英語EO4	必修	16
		英語EP1	必修	英語EP2	必修	英語EP3	必修	英語EP4	必修	16
		英語EQ1	必修	英語EQ2	必修	英語EQ3	必修	英語EQ4	必修	16
		英語ER1	必修	英語ER2	必修	英語ER3	必修	英語ER4	必修	16
	コース共通	英語ES1	必修	英語ES2	必修	英語ES3	必修	英語ES4	必修	16
		英語ET1	必修	英語ET2	必修	英語ET3	必修	英語ET4	必修	16
		英語EU1	必修	英語EU2	必修	英語EU3	必修	英語EU4	必修	16
		英語EV1	必修	英語EV2	必修	英語EV3	必修	英語EV4	必修	16
		英語EW1	必修	英語EW2	必修	英語EW3	必修	英語EW4	必修	16
		英語EX1	必修	英語EX2	必修	英語EX3	必修	英語EX4	必修	16
		英語EY1	必修	英語EY2	必修	英語EY3	必修	英語EY4	必修	16
		英語EZ1	必修	英語EZ2	必修	英語EZ3	必修	英語EZ4	必修	16
	コース共通	英語FA1	必修	英語FA2	必修	英語FA3	必修	英語FA4	必修	16
		英語FB1	必修	英語FB2	必修	英語FB3	必修	英語FB4	必修	16
		英語FC1	必修	英語FC2	必修	英語FC3	必修	英語FC4	必修	16
		英語FD1	必修	英語FD2	必修	英語FD3	必修	英語FD4	必修	16
総合教育科目	コース共通	英語FE1	必修	英語FE2	必修	英語FE3	必修	英語FE4	必修	16
		英語FF1	必修	英語FF2	必修	英語FF3	必修	英語FF4	必修	16
		英語FG1	必修	英語FG2	必修	英語FG3	必修	英語FG4	必修	16
		英語FH1	必修	英語FH2	必修	英語FH3	必修	英語FH4	必修	16
	コース共通	英語FI1	必修	英語FI2	必修	英語FI3	必修	英語FI4	必修	16
		英語FJ1	必修	英語FJ2	必修	英語FJ3	必修	英語FJ4	必修	16
		英語FK1	必修	英語FK2	必修	英語FK3	必修	英語FK4	必修	16
		英語FL1	必修	英語FL2	必修	英語FL3	必修	英語FL4	必修	16
		英語FM1	必修	英語FM2	必修	英語FM3	必修	英語FM4	必修	16
		英語FN1	必修	英語FN2	必修	英語FN3	必修	英語FN4	必修	16
		英語FO1	必修	英語FO2	必修	英語FO3	必修	英語FO4	必修	16
		英語FP1	必修	英語FP2	必修	英語FP3	必修	英語FP4	必修	16
	コース共通	英語FQ1	必修	英語FQ2	必修	英語FQ3	必修	英語FQ4	必修	16
		英語FR1	必修	英語FR2	必修	英語FR3	必修	英語FR4	必修	16
		英語FS1	必修	英語FS2	必修	英語FS3	必修	英語FS4	必修	16
		英語FT1	必修	英語FT2</						

人材モデル 養成する

想定される進路：地方・国家公務員、金融機関、コンサルタント、NPO、社会起業家等

黄色で示す。

[illegible]

多文化共生社会の下、国際ビジネスの現場や国際機関における活動等において、経済と社会のバランスのとれたイノベーション人材(グローバルイノベーション人材) 想定される進路: グローバルビジネス企業、国際展開する社会的企業、国際協力機関、NGO、社会起業家 等

11

養成する 人材モデル

履修する科目を黄色で示す。

設置等の趣旨（本文） -31

令和 6 年 1 0 月 2 1 日

教 務 委 員 会

熊本大学における GPA 制度について

◎GPA 制度

本学では、成績評価に係る指標として、GPA 制度を導入しています。

GPA とは、「Grade Point Average」の略で、授業科目の成績評価の評語にそれぞれ4から0の Grade Point を付し、その Grade Point に各科目の単位数を乗じた合計を、履修登録した科目の総単位数で除した平均値となります。

この GPA は、学業成績優秀者の表彰、奨学金支給及び授業料免除の審査、進級時のコース分けの選定、高得点者における CAP 制の解除、早期卒業の判定、大学院入試の選考等に活用されています。

評語	Grade Point
秀 (100～90 点)	4
優 (89～80 点)	3
良 (79～70 点)	2
可 (69～60 点)	1
不可 (59 点以下)	0
合格	2.5
認定	2.5
不合格	0
S※1	0
X※2	0

※1：不合格であるが次年度の再履修で試験のみを課し成績評価を行う場合

※2：履修を放棄したと判断された場合

◎GPA 算出方法

各科目の単位数×Grade Point の合計（修得した単位に限る。）／履修登録した科目の単位数の合計（未修得単位を含む。）

【算出例】

科目名	単位数	評語	単位数×Grade Point
英語 A-1	1	良	$1 \times 2 = 2$
中国語 A	2	優	$2 \times 3 = 6$
現代人間学の課題 A	2	可	$2 \times 1 = 2$
社会調査実習Ⅰ	2	不可	$2 \times 0 = 0$
芸術学概論Ⅰ	2	X	$2 \times 0 = 0$
地域科学演習 IB	4	秀	$4 \times 4 = 16$
英語e	1	合格	$1 \times 2.5 = 2.5$
（他大学で修得した科目等）	1	認定	$1 \times 2.5 = 2.5$
科目名	15②	—	31①

$$\text{GPA} = \text{①} / \text{②} = 2.07$$

○各学部、学環、各大学院教育部・研究科及び各種制度等によっては、GPA の計算から除外する科目や成績評価の評語（「認定」や「合格」）を設定している場合があります。

○在学生については、学務情報システム（SOSEKI）や学修成果可視化システム（ASO）で自身の GPA を確認することができます。

熊本大学科目ナンバリング

令和6年12月16日

1 科目ナンバリングの導入について

科目ナンバリングとは、授業科目を水準等に応じた特定の番号を付与し分類することで、学修の段階や順序等を示し、各教育プログラムにおけるカリキュラムの体系性を明示する仕組みです。

本制度の導入については、中央教育審議会の各種答申（「学士課程教育の構築に向けて」、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」）等により、教育改革への対応策として導入の必要性が求められているところです。

また、本学の第二期中期目標・中期計画においても、教育課程の体系化を進める取組みとして、本制度の導入について検討することとしており、今後の大学のグローバル化を推進する上でも海外で一般的に普及している本制度の導入に取り組むことは喫緊の課題となっています。

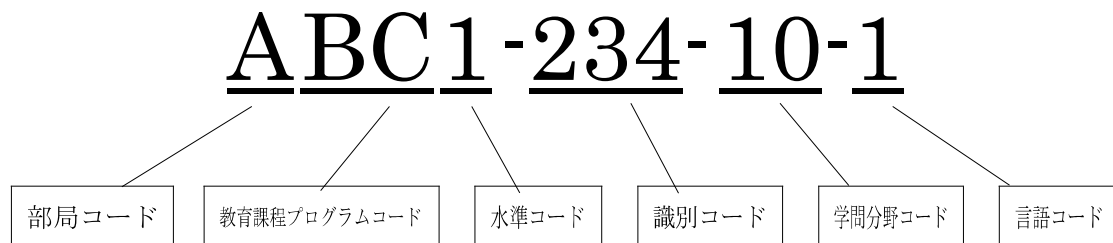
2 科目ナンバリングの導入の目的及び期待される効果について

- (1) 教育プログラム、難易度、学問分野を明示することで、学修の順次性を確認でき、計画的な学習が可能となります。（シラバス等に科目ナンバリングコードを設定することで、履修すべき科目等の選別が容易になります。）
- (2) 他学部（他学科）、他大学との授業科目レベルの比較の参考となり、海外からの留学生にとっても履修する科目の判断が容易になります。
- (3) カリキュラム点検のツールとして活用でき、体系的な教育プログラムの実現に向けた改善を実施するきっかけとなります。
- (4) ナンバリングを学務系システムへ反映することで、管理部門（教務事務担当）においても各種統計や資料作成時にナンバリングの各項目をキーとしてデータを抽出することが容易となります。

3 本学における科目ナンバリングの形式について

本学における科目ナンバリングの形式については、授業科目を提供する学部・学科等、関連する学問分野、難易度、授業で使用する言語を示すコードにより構成します。

＜熊本大学科目ナンバリングの形式＞



4 各コードの定義について

(1) 部局コード

部局コードは、当該授業科目を提供している学部、学環、研究科、教育部等の単位で区分するための項目です。原則、各部局名を表記することになります。

コードの表記は、英字1文字として、学生番号に使用している英字表記を準用して各部局を示します。

＜部局コード分類表＞

コード	部局名	コード	部局名
L	文学部	A	大学院教育学研究科
E	教育学部	G	大学院社会文化科学教育部
J	法学部	D	大学院自然科学教育部
S	理学部	R	大学院医学教育部
M	医学部	W	大学院保健学教育部
P	薬学部	Y	大学院薬学教育部
T	工学部	Z	養護教諭特別別科
X	情報融合学環	V	特別支援教育特別専攻科
K	教養教育		

(2) 教育課程プログラムコード

教育課程プログラムコードは、当該授業科目を提供している学科・修士及び博士課程・専攻等の単位で区分するための項目です。

<教育課程プログラムコード分類表>

部局名	学科等名			部局 コード	教育課程 コード
文学部	総合人間学科			L	I N
	歴史学科			L	H I
	文学科			L	L I
	コミュニケーション情報学科			L	C O
	共通科目			L	L X
教育学部	小学校教員養成課程 教育学（～2021 年度）			E	E D
	小学校教員養成課程 心理学（～2021 年度）			E	E P
	小学校教員養成課程 共通科目（～2021 年度）			E	E X
	中学校教員養成課程 国語（～2021 年度）			E	J J
	中学校教員養成課程 社会（～2021 年度）			E	J C
	中学校教員養成課程 数学（～2021 年度）			E	J M
	中学校教員養成課程 理科（～2021 年度）			E	J R
	中学校教員養成課程 音楽（～2021 年度）			E	J O
	中学校教員養成課程 美術（～2021 年度）			E	J A
	中学校教員養成課程 保健体育（～2021 年度）			E	J H
	中学校教員養成課程 技術（～2021 年度）			E	J T
	中学校教員養成課程 家庭（～2021 年度）			E	J K
	中学校教員養成課程 英語（～2021 年度）			E	J E
	中学校教員養成課程 共通科目（～2021 年度）			E	J X
	特別支援教育教員養成課程（～2021 年度）			E	S P
	養護教諭養成課程（～2021 年度）			E	Y O
	学校教育教員養成課程 初等・中等教育コース	小学校専攻	教育	E	P D
			心理	E	P P
			共通科目	E	P X
		国語専攻		E	P J
		社会専攻		E	P C
		数学専攻		E	P M
		理科専攻		E	P R
		英語専攻		E	P E
		実技系専攻	音楽	E	P O
			美術	E	P A
			保健体育	E	P H
			技術	E	P T
			家庭	E	P K
	学校教育教員養成課程 特別支援教育コース			E	S S
	学校教育教員養成課程 養護教育コース			E	S Y
	共通科目			E	E Z
法学部	法学科			J	L A
	理学科 数学コース			S	S M

理学部	理学科 物理学コース	S	S P
	理学科 化学コース	S	S C
	理学科 地球環境科学コース	S	S Q
	理学科 生物学コース	S	S B
	共通科目	S	S S
医学部	医学科	M	ME
	保健学科 看護学専攻	M	HN
	保健学科 放射線技術科学専攻	M	HR
	保健学科 検査技術科学専攻	M	HL
薬学部	薬学科	P	PH
	創薬・生命薬科学科	P	P L
	共通科目	P	P X
工学部	土木建築学科 土木工学教育プログラム	T	D C
	土木建築学科 地域デザイン教育プログラム	T	D U
	土木建築学科 建築学教育プログラム	T	D A
	土木建築学科 共通	T	D X
	機械数理工学科 機械工学教育プログラム	T	ME
	機械数理工学科 機械システム教育プログラム	T	MS
	機械数理工学科 数理工学教育プログラム	T	MA
	機械数理工学科 共通	T	MX
	情報電気工学科 電気工学教育プログラム	T	J K
	情報電気工学科 電子工学教育プログラム	T	J S
	情報電気工学科 情報工学教育プログラム	T	J J
	情報電気工学科 共通	T	J X
	材料・応用化学科 応用生命化学教育プログラム	T	Z S
	材料・応用化学科 応用物質化学教育プログラム	T	Z B
	材料・応用化学科 物質材料工学教育プログラム	T	Z Z
	材料・応用化学科 共通	T	Z X
	半導体デバイス工学課程	T	H D
	共通科目	T	T X
情報融合 学環	D S 総合コース	X	X G
	D S 半導体コース	X	X S
	共通科目	X	X X
教養教育	肥後熊本学	K	H I
	情報科目	K	C O
	理系基礎科目	K	S C
	必修外国語科目	K	R F
	自由選択外国語科目	K	S F
	体育・スポーツ科学科目	K	P H
	リベラルアーツ科目	K	L I
	現代教養科目	K	C I
	キャリア科目	K	C A
	Multidisciplinary Studies	K	M U
	日本国憲法科目	K	J A
	開放科目	K	O P
	大学院教養科目	K	G G

教育学研究科	教職大学院の課程 教職実践開発専攻	A	P S
社会文化 科学教育部	博士前期課程 法政・紛争解決学専攻	G	MA
	博士前期課程 現代社会人間学専攻	G	MM
	博士前期課程 文化学専攻	G	MC
	博士前期課程 教授システム学専攻	G	MI
	博士前期課程 共通科目	G	MX
	博士後期課程 人間・社会科学専攻	G	DH
	博士後期課程 文化学専攻	G	DC
	博士後期課程 教授システム学専攻	G	DI
	博士後期課程 共通科目	G	DX
自然科学 教育部	博士前期課程 理学専攻 数学コース	D	MM
	博士前期課程 理学専攻 物理科学コース	D	MP
	博士前期課程 理学専攻 化学コース	D	MC
	博士前期課程 理学専攻 地球環境科学コース	D	MQ
	博士前期課程 理学専攻 生物科学コース	D	MB
	博士前期課程 理学専攻 共通科目	D	MS
	博士前期課程 土木建築学専攻 社会基盤工学教育プログラム	D	ME
	博士前期課程 土木建築学専攻 地域デザイン教育プログラム	D	MR
	博士前期課程 土木建築学専攻 建築学教育プログラム	D	MA
	博士前期課程 機械システム工学専攻 機械工学教育プログラム	D	MH
	博士前期課程 機械システム工学専攻 機械システム教育プログラム	D	MI
	博士前期課程 電気電子工学専攻 電気工学教育プログラム	D	MD
	博士前期課程 電気電子工学専攻 電子工学教育プログラム	D	MN
	博士前期課程 材料・応用化学専攻 応用生命化学教育プログラム	D	ML
	博士前期課程 材料・応用化学専攻 応用物質化学教育プログラム	D	MK
	博士前期課程 材料・応用化学専攻 物質材料工学教育プログラム	D	MZ
	博士前期課程 半導体・情報数理専攻 半導体システム教育プログラム	D	MG
	博士前期課程 半導体・情報数理専攻 情報数理教育プログラム	D	MU
	博士前期課程 工学系専攻 共通科目	D	MT
	博士前期課程 共通科目	D	MX
	博士後期課程 理学専攻 数学コース	D	DM
	博士後期課程 理学専攻 物理科学コース	D	DP
	博士後期課程 理学専攻 化学コース	D	DC
	博士後期課程 理学専攻 地球環境科学コース	D	DQ
	博士後期課程 理学専攻 生物科学コース	D	DB
	博士後期課程 理学専攻 共通科目	D	DS
	博士後期課程 工学専攻 広域環境保全工学教育プログラム	D	DE
	博士後期課程 工学専攻 社会環境マネジメント教育プログラム	D	DF
	博士後期課程 工学専攻 人間環境計画学教育プログラム	D	DA
	博士後期課程 工学専攻 循環建築工学教育プログラム	D	DR
	博士後期課程 工学専攻 先端機械システム教育プログラム	D	DH
	博士後期課程 工学専攻 機械知能システム教育プログラム	D	DI
	博士後期課程 工学専攻 機能創成エネルギー教育プログラム	D	DD
	博士後期課程 工学専攻 人間環境情報教育プログラム	D	DN

	博士後期課程 工学専攻 物質生命化学教育プログラム	D	DK
	博士後期課程 工学専攻 物質材料工学教育プログラム	D	DZ
	博士後期課程 工学専攻 共通科目	D	DT
	博士後期課程 半導体・情報数理専攻 先端半導体システム教育プログラム	D	DG
	博士後期課程 半導体・情報数理専攻 先端情報数理教育プログラム	D	DU
	博士後期課程 共通科目	D	DX
医学教育部	修士課程 医科学専攻	R	MM
	博士課程 医学専攻	R	DM
	共通科目	R	CM
保健学教育部	博士前期課程 保健学専攻	W	MH
	博士後期課程 保健学専攻	W	DH
薬学教育部	博士前期課程 創薬・生命薬科学専攻	Y	ML
	博士後期課程 創薬・生命薬科学専攻	Y	DL
	博士課程 医療薬学専攻	Y	DH
	共通科目	Y	CM
養護教諭特別別科		Z	YO
特別支援教育特別専攻科		V	SP

(3) 水準コード

水準コードは、授業科目の難易度の目安を示すための項目です。

コードの表記は、各科目のレベルに応じて0から7までの8段階により、1～4を学士課程、5～7を博士前期課程（修士課程）、博士後期課程（博士課程）、専門職学位課程のそれぞれのレベルに分類します。

ただし、学年と水準は必ずしも一致するものではありません。（3年次向けの科目であってもレベル2となる場合もあります。）

具体的な区分方法については、以下の「水準コード分類表」のとおりです。当該分類表に基づき設定願います。

<水準コード分類表>

コード	定義	主な対象
0	卒業要件外の科目	・資格取得のための科目 ・卒業要件外の授業科目
1	入門的・導入的科目	・初年次での必修科目を含む、基礎的な教養教育科目・共通専門基礎科目 ・各学部等で、その専門領域を初めて学ぶ学生のための基礎的な専門科目 ・医学部医学科の専門基礎科目
2	中級レベルの科目	・発展的内容を扱う教養教育科目 ・発展・応用レベルの内容を扱う専門科目 ・医学部医学科の基礎医学科目
3	高度な内容を扱う科目	・より高度な内容を扱う教養教育科目 ・実践的・専門的に高度な内容を扱う専門科目 ・医学部医学科の臨床医学科目（系統講義）
4	学士課程卒業レベルの科目	・学士課程で学修する最終段階の水準の科目 ・卒論ゼミ、卒業演習、卒業論文、卒業研究等 ・医学部医学科の臨床実習（ポリ・クリ）・特別臨床実習（クリ・クラ）
5	大学院レベルの科目	・大学院学生を対象とする教養教育科目 ・実践的・専門的に極めて高度な内容を扱う大学院での授業科目 ・6年制学士課程、専門職学位課程において高度専門職に必要な極めて高度な実践的・専門的内容を扱う科目
6	大学院博士前期課程（修士課程）・専門職学位課程修了レベルの科目	・大学院博士前期課程（修士課程）・専門職学位課程で学修する最終段階の水準の科目 ・修士論文など
7	大学院博士後期課程（博士課程）	・大学院博士後期課程で学修する科目 ・博士論文など

(4) 識別コード

識別コードは、授業科目を識別するための項目です。

コードの表記は、数字3ケタで表記し、各部局において任意に設定願います。

(5) 学問分野コード

学問分野コードは、授業科目の属する学問分野を示すための項目です。

コードの表記は、数字2ケタとして、科研費「系・分野・分科細目表」の分科の区分を基本として分類します。

＜学問分野コード分類表＞

コード	分野名	コード	分野名	コード	分野名
0 9	外国語	3 8	経済学	6 7	生物科学
1 0	情報学	3 9	経営学	6 8	病態学
1 1	計算基盤	4 0	社会学	6 9	総合医学
1 2	人間情報学	4 1	心理学	7 0	生産環境農学
1 3	情報学フロンティア	4 2	教育学	7 1	農芸化学
1 4	環境解析学	4 3	ナノ・マイクロ科学	7 2	森林圏科学
1 5	環境保全学・創成学	4 4	応用物理学	7 3	水圏応用科学
1 6	デザイン学	4 5	量子ビーム科学	7 4	社会経済農学
1 7	生活科学	4 6	計算科学	7 5	農業工学
1 8	科学教育・教育工学	4 7	数学	7 6	動物生命科学
1 9	科学社会学	4 8	天文学	7 7	境界農学
2 0	博物館学	4 9	物理学	7 8	薬学
2 1	地理学	5 0	地球惑星科学	7 9	基礎医学
2 2	社会安全システム科学	5 1	プラズマ科学	8 0	境界医学
2 3	人間医工学	5 2	基礎化学	8 1	社会医学
2 4	健康・スポーツ科学	5 3	複合化学	8 2	内科系臨床医学
2 5	生体分子科学	5 4	材料化学	8 3	外科系臨床医学
2 6	コミュニケーション学	5 5	機械工学	8 4	歯学
2 7	地域研究学	5 6	電子電気工学	8 5	看護学
2 8	ジェンダー・観光学	5 7	土木工学	8 6	内科学
2 9	哲学	5 8	建築学	8 7	外科学
3 0	芸術学	5 9	材料工学	8 8	成育医学
3 1	文学	6 0	プロセス・化学工学	8 9	感覚・運動科学
3 2	言語学	6 1	総合工学	9 0	脳・神経・精神科学
3 3	歴史学	6 2	臨床医学	9 1	検査医学
3 4	人文地理学	6 3	分子細胞生物学	9 2	放射線技術科学
3 5	文化人類学	6 4	生体構造学	9 3	放射線医学
3 6	法学	6 5	生体機能学	9 9	その他
3 7	政治学	6 6	感染免疫学		

(6) 言語コード

言語コードは、授業科目で使用する言語を示すための項目です。
コードの表記は、数字1ケタとして、以下のとおり区分します。

- 0：全て日本語で実施
- 1：全て英語で実施
- 2：日本語及び英語によるバイリンガルで実施
- 3：全て英語以外の外国語で実施
- 4：英語以外の外国語及び日本語によるバイリンガルで実施
- 5：その他の言語の組み合わせで実施

共創学環 卒業要件単位数

区 分			単 位 数	
			地域イノベーションコース	グローバルイノベーションコース
教養教育	基礎科目	必修外国語科目 〔英語 7 初修外国語 4 〕	11	
		情報科目	4	
		自由選択外国語科目	15	
	リベラルアーツ科目			
	現代教養科目			
	Multidisciplinary Studies			
	キャリア科目			
	開放科目			
	体育・スポーツ科学科目(教養)			
		計	30	
専門教育	共創基盤科目(A)		16	
	共創プロジェクト科目(B)		22 ※1	22 ※2
	共創専門科目(C)		56	
			(修得しなければならない単位数(内数))	
	データサイエンス・自然科学・生命科学系		(20) ※3	
	コミュニケーション系		(16) ※4	
	経営・経済・公共政策系		(10) ※5	
	多文化共生系			(10) ※6
	計(A)+(B)+(C)		94	
合 計(教養教育+専門教育)			124	

※1 地域イノベーションコースに所属する者は「地域共創プロジェクト演習(6単位)」及び「地域共創プロジェクト研究(8単位)」の単位を修得しなければならない。
なお、「地域共創プロジェクト研究」を履修するためには、「地域共創プロジェクト演習」の単位修得を要件とする。

※2 グローバルイノベーションコースに所属する者は「グローバル共創プロジェクト演習(6単位)」及び「グローバル共創プロジェクト研究(8単位)」の単位を修得しなければならない。
なお、「グローバル共創プロジェクト研究」を履修するためには、「グローバル共創プロジェクト演習」の単位修得を要件とする。

※3 データサイエンス・自然科学・生命科学系の授業科目群から20単位以上を修得しなければならない。ただし、修得する20単位以上のうち、データサイエンス・自然科学・生命科学系に配置する工学領域の授業科目群(選択必修)から16単位以上を修得しなければならない。

※4 コミュニケーション系の授業科目群から16単位以上を修得しなければならない。

※5 地域イノベーションコースに所属する者は、経営・経済・公共政策系の授業科目群から10単位以上を修得しなければならない。

※6 グローバルイノベーションコースに所属する者は、多文化共生系の授業科目群から10単位以上を修得しなければならない。

○国立大学法人熊本大学職員就業規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 24 号)

改正 平成 17 年 1 月 14 日規則第 8 号 平成 17 年 3 月 24 日規則第 64 号 平成 17 年 11 月 24 日規則第 127 号
 平成 18 年 3 月 23 日規則第 75 号 平成 19 年 3 月 26 日規則第 85 号 平成 20 年 3 月 6 日規則第 52 号
 平成 20 年 3 月 28 日規則第 103 号 平成 20 年 9 月 29 日規則第 241 号 平成 20 年 12 月 3 日規則第 264 号
 平成 21 年 1 月 28 日規則第 3 号 平成 21 年 3 月 27 日規則第 128 号 平成 22 年 3 月 30 日規則第 46 号
 平成 23 年 3 月 24 日規則第 41 号 平成 26 年 3 月 27 日規則第 25 号 平成 27 年 9 月 24 日規則第 266 号
 平成 28 年 4 月 28 日規則第 302 号 平成 28 年 12 月 22 日規則第 455 号 平成 29 年 6 月 22 日規則第 195 号
 平成 29 年 9 月 28 日規則第 220 号 平成 29 年 10 月 26 日規則第 229 号 平成 30 年 3 月 22 日規則第 55 号
 平成 31 年 3 月 28 日規則第 63 号 令和元年 12 月 26 日規則第 404 号 令和 3 年 3 月 24 日規則第 55 号
 令和 4 年 3 月 24 日規則第 36 号 令和 5 年 3 月 23 日規則第 101 号 令和 6 年 3 月 28 日規則第 162 号
 令和 7 年 3 月 27 日規則第 51 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 6 条)

第 2 章 人事

第 1 節 採用(第 7 条―第 9 条)

第 2 節 昇任及び降任(第 10 条―第 11 条の 7)

第 3 節 配置換等(第 12 条・第 13 条)

第 4 節 休職(第 14 条―第 18 条)

第 5 節 退職及び解雇等(第 19 条―第 27 条)

第 3 章 給与(第 28 条)

第 4 章 退職手当(第 29 条)

第 5 章 服務(第 30 条―第 37 条)

第 6 章 勤務時間、休日及び休暇、育児休業等

第 1 節 勤務時間等(第 38 条―第 44 条)

第 2 節 休日及び休暇(第 45 条―第 49 条)

第 3 節 育児休業等(第 50 条―第 52 条の 2)

第 7 章 研修(第 53 条)

第 8 章 人事評価(第 53 条の 2)

第 9 章 表彰及び懲戒

第 1 節 表彰(第 54 条)

第 2 節 懲戒等(第 55 条―第 58 条)

第 10 章 安全衛生(第 59 条・第 60 条)

第 11 章 出張及び旅費(第 61 条)

第 12 章 共済(第 62 条)

第 13 章 保険及び災害補償(第 63 条・第 64 条)

第14章 知的財産権(第65条)

第15章 苦情処理(第66条)

第16章 その他(第67条・第68条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定に基づき、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)に勤務する職員の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の区分及び職種等)

第2条 本学の職員の区分は、次に掲げるものとし、その職種又は職名は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 教育職員

教授、准教授、講師、助教、助手、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭

(2) 一般職員

事務職員、技術職員、図書職員、研究支援職員、教務職員、技能職員、労務職員

(3) 医療職員

病院長、医療技術職員、看護職員

(4) 有期雇用職員

事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員、非常勤支援員、臨時用務員、非常勤教員、非常勤研究員、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、医員、医員(研修医)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師

(5) 無期転換職員

事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員、非常勤支援員、臨時用務員、非常勤教員、非常勤研究員、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、医員、医員(研修医)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師

(6) 再雇用職員

一般再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員、有期再雇用職員

(7) 個別契約職員

寄附講座教員、その他の個別契約職員

(適用範囲)

第3条 この規則は、前条第1号から第3号までの職員に適用する。

2 前条第4号及び第5号の職員並びに前条第6号の有期再雇用職員の就業等に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学有期雇用職員就業規則(平成16年4月1日制定)による。

3 前条第 6 号の一般再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員の就業等に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学再雇用職員就業規則(平成 19 年 4 月 1 日制定)による。

4 前条第 7 号の職員へのこの規則の適用条項の範囲については、個別の契約書によって定める。
(権限の委任)

第 4 条 国立大学法人熊本大学の長(以下「学長」という。)は、この規則に規定する権限の一部を学長が指定する者に委任することができる。

(法令との関係)

第 5 条 この規則に定めのない事項については、労基法その他の関係法令の定めるところによる。

(遵守遂行)

第 6 条 本学及び職員(第 2 条第 1 号から第 3 号までの職員をいう。以下同じ。)は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その遂行に努めなければならない。

第 2 章 人事

第 1 節 採用

(採用)

第 7 条 職員の採用は、選考による。

2 職員の採用の際の選考に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員雇用規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「職員雇用規則」という。)による。

(無期労働契約への転換)

第 7 条の 2 職員雇用規則第 7 条及び第 8 条の規定により任期を定めて採用された職員のうち、平成 25 年 4 月 1 日以後に締結された 2 以上の有期労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。以下同じ。)の契約期間を通算した期間(労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)第 18 条第 2 項、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 15 条の 2 第 2 項及び大学の教員等の任期に関する法律(平成 9 年法律第 82 号)第 7 条第 2 項の規定により労働契約法第 18 条第 1 項に規定する通算契約期間に算入しないこととされている期間を除く。)が 5 年(教授、准教授、講師、助教及び助手にあつては 10 年)を超えるものが、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の 30 日前までに、当該満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)の締結の申込みをした場合は、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の翌日から無期労働契約に転換する。

2 前項の場合において、無期労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く。)と同一の労働条件(当該労働条件(契約期間を除く。))について別段の定めがある部分を除く。)とする。

(労働条件の明示)

第 8 条 学長は、職員の採用に際し、次に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

(1) 労働契約の期間に関する事項

(2) 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項

(3) 就業の場所及び従事すべき職務に関する事項

- (4) 給与の決定、計算及び支払いの方法、給与の締切り及び支払いの時期並びに昇給に関する事項
 - (5) 始業及び終業の時刻、勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
 - (6) 職員を2組以上に分けて交替に就業させる場合の就業時転換に関する事項
 - (7) 退職及び解雇に関する事項
 - (8) その他必要な事項
- (試用期間)

第9条 職員として採用された者には、採用の日から6か月の試用期間(以下「試用期間」という。)を設ける。ただし、学長が必要と認めたときは、試用期間を変更し、又は設けないことができる。

- 2 学長は、試用期間中に職員として必要な適格性を欠くと認めた場合には、試用期間満了時まで解雇することができる。
- 3 試用期間は、勤続年数に通算する。
- 4 職員の試用期間に関し必要な事項は、別に定める職員雇用規則による。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第10条 職員の昇任は、選考による。

- 2 職員の昇任に関し必要な事項は、別に定める職員雇用規則による。

(意に反する降任)

第11条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して、これを降任させることができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) その他職務の遂行に必要な適格性を欠く場合
- 2 前項の降任に関し必要な事項は、別に定める職員雇用規則による。

(管理監督職等勤務上限年齢による降任)

第11条の2 学長は、管理監督職及び管理監督職に準ずる職(以下「管理監督職等」という。)を占める職員でその占める管理監督職等に係る管理監督職等勤務上限年齢(以下「役職定年」という。)に達している職員について、当該役職定年に達した日の翌日以後における最初の4月1日に、管理監督職を占める職員にあっては管理監督職以外の職へ、管理監督職に準ずる職を占める職員にあっては管理監督職に準ずる職以外の職への降任をするものとする。

- 2 管理監督職等の職員区分、職種及び職名は、別表のとおりとする。
- 3 第1項の役職定年は、年齢60年とする。
- 4 第1項の規定による降任については、人事計画その他の事情を考慮した上で、できる限り上位の職制上の段階の職に任命するものとする。

(管理監督職等への雇用の制限)

第 11 条の 3 学長は、採用又は昇任しようとする管理監督職等に係る役職定年に達している者を、その者が当該管理監督職等を占めているものとした場合における役職定年に達した日の翌日以後における最初の 4 月 1 日の翌日(前条の規定により降任をされた職員にあっては、当該降任をされた日)以後、当該管理監督職等に採用又は昇任することができない。

(適用除外)

第 11 条の 4 前 2 条の規定は、国立大学法人熊本大学職員の任期に関する規則(平成 17 年 1 月 14 日制定。以下「職員任期規則」という。)により任期を定めて採用される職員には適用しない。

(役職定年による降任及び管理監督職等への雇用の制限の特例)

第 11 条の 5 学長は、第 11 条の 2 の規定により、管理監督職以外の職への降任をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢構成その他の特別の事情がある管理監督職として別に定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の管理監督職以外の職への降任により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより職務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として別に定める事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る役職定年に達した日の翌日以後における最初の 4 月 1 日から起算して 1 年を超えない期間内で管理監督職としての期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に採用し、降任し、又は配置換すること(以下「特例雇用」という。)ができる。

2 学長は、前項又はこの項の規定により特例雇用の期間(前項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該特例雇用の期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない当該年度の期間内で延長された当該特例雇用の期間を更に延長することができる。ただし、第 21 条第 2 項に規定する定年による退職の日を超えて更に延長することはできない。(特例雇用に係る職員の同意)

第 11 条の 6 学長は、前条の規定により特例雇用をする場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(特例雇用事由が消滅した場合の措置)

第 11 条の 7 学長は、第 11 条の 5 の規定により特例雇用をした場合において、当該特例雇用の期間の末日の到来前に当該特例雇用の事由が消滅したときは、管理監督職以外の職に降任をするものとする。

第 3 節 配置換等

(配置換等)

第 12 条 職員は、組織又は業務上の必要により、配置換(職種換を含む。)、出向又は併任(以下「配置換等」という。)を命ぜられることがある。

2 配置換等を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

- 3 職員の出向に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員出向規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)及び国立大学法人熊本大学クロスポイントメント制度に関する規則(平成 30 年 3 月 22 日制定)による。

(赴任)

第 13 条 赴任の命令を受けた職員は、その命令を受けた日から、次に掲げる期間内に赴任しなければならない。ただし、当該期間内に赴任できないときは、その理由を付して学長の承認を得なければならない。

(1) 住居移転を伴わない場合 即日

(2) 住居移転を伴う場合 7 日以内

第 4 節 休職

(休職)

第 14 条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、休職とすることができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合

(3) 学校、研究所等の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究等に従事する場合

(4) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(5) 我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づき、職員を派遣する場合

(6) 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、本学教育職員の研究成果を活用する事業を実施する企業の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、本学の職務に従事することができないと認められる場合

(7) 労働組合の業務に専従する場合

(8) その他特別の事由により休職とすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

(休職期間)

第 15 条 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 8 号までに掲げる事由による休職の期間は、3 年を超えない範囲内において、職員雇用規則により定める。この場合において、休職の期間が 3 年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き 3 年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第 1 項第 2 号に掲げる事由による休職の期間は、職務の正常な遂行に支障をきたすと判断される期間とする。

(休職中の身分等)

第 16 条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 休職者は、その休職の期間中、原則として給与を受けることができない。ただし、別に定める国立大学法人熊本大学職員給与規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「職員給与規則」という。)、国立大学法人熊本大学年俸制適用職員給与規則(平成 27 年 9 月 24 日制定。以下「年俸制給与規則」という。)及び国立大学法人熊本大学 2 号年俸制適用職員給与規則(令和元年 12 月 26 日制定。以下「2 号年俸制給与規則」という。)において別段の定めがある場合は、この限りでない。

(復職)

第 17 条 学長は、休職期間が満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、復職を命ずる。

- 2 休職の期間が満了したときは、休職にされていた職員は、当然復職するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、第 14 条第 1 項第 1 号の規定による休職にあつては、医師(学長が必要と認めるときは、学長が指定した医師)の診断書又は証明書に基づき、本学の産業医又は学長が指定した医師に意見を求め、休職事由が消滅し、職務の遂行に支障がないと学長が認めた場合に限り、復職を命じ、又は復職するものとする。
- 4 職員を復職させる場合には、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の状態その他の事情を考慮して、他の職務に就かせることがある。

(休職の取扱い)

第 18 条 第 14 条から前条までに定めるもののほか、職員の休職に関し必要な事項は、別に定める職員雇用規則による。

第 5 節 退職及び解雇等

(退職)

第 19 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を願い出て、学長が承認した場合、又は退職を願い出て、14 日が経過した場合
- (2) 第 21 条に定める定年に達した場合
- (3) 期間を定めて雇用された職員の雇用期間が満了した場合
- (4) 第 15 条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合
- (5) 本学の役員に就任した場合
- (6) 死亡した場合
- (7) その他の退職事由が発生した場合

- 2 職種の任期を雇用の任期とする職に就任した職員(当該職に就任する直前の職種(以下「前職種」という。))の併任を命じられている者に限る。)が、当該職に再任されなかった場合で引き続き職員として勤務を希望するときは、前職種と同一の労働条件で勤務することができる。

(自己都合による退職手続等)

第 20 条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに、学長に文書をもって願い出なければならない。ただし、やむを得ない事由により 30 日前までに願い出を提出できない場合は、14 日前までに提出しなければならない。

- 2 職員は、退職を願い出た後も、退職するまでは従前の職務に従事しなければならない。

(定年)

第 21 条 職員の定年は、年齢 65 年とする。

2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日とする。

3 病院長については、前 2 項の規定は適用しない。

第 22 条 削除

(解雇)

第 23 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して、これを解雇することができる。

(1) 勤務実績が著しくよくない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) その他職員として必要な適格性を欠く場合

(4) 職種の任期を雇用の任期とする職に就任した職員のうち、第 7 条の 2 の規定により無期労働契約の申込みをしたもの又は無期労働契約を締結したもので、当該職に再任されなかった場合

(5) 組織の改廃等により、職員の減員が必要となった場合

(6) 天災事変その他やむを得ない事由により、本学の事業継続が不可能となり、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合

2 職員が禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を除く。)に処せられた場合は、これを解雇する。

3 職員の解雇に関し必要な事項は、別に定める職員雇用規則による。

(解雇制限)

第 24 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間及びその後 30 日間は解雇しない。ただし、第 1 号に定める業務上の傷病において、療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、労基法第 81 条の規定により打切補償を支払う場合は、この限りでない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため休業する期間

(2) 産前産後の女性職員が別に定める国立大学法人熊本大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「職員勤務時間等規則」という。)第 15 条の規定により特別有給休暇を取得する期間

(解雇の予告)

第 25 条 第 23 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び前条ただし書の規定により職員を解雇しようとする場合は、少なくとも 30 日前に本人に予告をする。30 日前に予告をしない場合は、労基法第 12 条第 1 項に規定する平均賃金の 30 日分以上に相当する解雇予告手当を支払う。

2 前項の予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを適用しない。

(1) 試用期間中の職員を 14 日以内に解雇する場合

(2) 第 23 条第 1 項第 5 号の規定により解雇する場合

(3) 所轄労働基準監督署長の認定を受けて第 56 条第 1 項第 5 号に定める懲戒解雇をする場合

(退職者等の守秘義務)

第 26 条 退職者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密及び職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(退職時の証明)

第 27 条 学長は、退職者、解雇された者又は解雇予告をされた者から労基法第 22 条第 1 項に定める証明書の交付の請求があった場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 雇用期間

(2) 業務の種類

(3) 当該業務における地位

(4) 給与

(5) 退職の事由(退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由を含む。)

3 第 1 項の証明書には、前項各号に掲げる事項のうち退職者、解雇された者又は解雇予告をされた者が請求したものに限り記載するものとする。

第 3 章 給与

(給与)

第 28 条 職員の給与に関し必要な事項は、別に定める職員給与規則による。ただし、次の各号に掲げる者の給与については、当該各号に定める規則による。

(1) 第 2 条第 1 号の教育職員のうち令和元年 12 月 31 日以前から年俸制の適用を受ける教授、准教授、講師及び助教(年俸制の移行に関し学長に同意書を提出した者を除く。次号において「年俸制適用職員」という。) 年俸制給与規則

(2) 第 2 条第 1 号の教育職員のうち令和 2 年 1 月 1 日以後に年俸制の適用を受ける教授、准教授、講師及び助教(年俸制適用職員を除く。) 2 号年俸制給与規則

第 4 章 退職手当

(退職手当)

第 29 条 職員の退職手当に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員退職手当規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

第 5 章 服務

(誠実義務)

第 30 条 職員は、本学の使命と業務の公共性を自覚し、上司の職務上の指示命令に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力して誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(職務に専念する義務)

第 31 条 職員は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、その勤務時間中、職務に専念しなければならない。

(職務専念義務の免除)

第 32 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、その承認された期間について職務専念義務を免除される。

- (1) 国際的規模又は全国的規模の競技会、展覧会、公演会等に国又は県の要請により出場、出展又は出演等する場合
- (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号。以下「男女雇用機会均等法」という。)第 12 条の規定に基づき、勤務時間内に健康診査を受ける場合
- (3) 男女雇用機会均等法第 13 条の規定に基づき、通勤緩和により勤務しない場合
- (4) 男女雇用機会均等法第 13 条の規定に基づき、休憩に関する措置により勤務しない場合
- (5) 勤務時間内に総合的な健康診査を受ける場合
- (6) 勤務時間内に国立大学法人熊本大学職員安全衛生管理規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「職員安全衛生規則」という。)第 19 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に定める健康診断その他学長が定める健康診断並びに同規則第 29 条の 2 第 1 項に規定するストレスチェックを受ける場合

2 職員の職務専念義務免除に関し必要な事項は、別に定める職員勤務時間等規則による。

(遵守事項)

第 33 条 職員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 正当な理由なく欠勤するなど勤務を怠らないこと。
- (2) 熊本大学の名誉及び信用を失墜させるような行為を行わないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密及び職務上知り得た個人情報等を他に漏らさないこと。
- (4) 職務上の地位を私的利用のために用いないこと。
- (5) 熊本大学の敷地及び施設内において、良好な教育研究環境の維持に努め、喧騒その他秩序・風紀を乱さないこと。
- (6) 熊本大学の敷地及び施設内において、選挙運動その他の政治活動を行わないこと。
- (7) 学長の許可なく、熊本大学の敷地及び施設内において、営利を目的とする金品の貸借及び物品の売買を行わないこと。

(職員の倫理)

第 34 条 職員の倫理に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学倫理規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(ハラスメントの防止等)

第 35 条 職員は、いかなるハラスメント及び人権侵害も行ってはならず、常にこれらの防止に努めなければならない。

- 2 ハラスメント(セクシュアル・ハラスメント等を除く。)の防止等に関し必要な事項は、別に定める熊本大学ハラスメントの防止等に関する規則(平成 18 年 3 月 23 日制定)による。
- 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関し必要な事項は、別に定める熊本大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(兼業の制限)

第 36 条 職員は、学長の承認を受けた場合でなければ、職務以外の他の業務に従事し、又は自ら事業を営んではならない。

2 職員の兼業に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員兼業規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(公職の候補者への立候補等)

第 37 条 職員は、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職に立候補するとき、及び当選の告知後は、速やかにその旨を、学長に届け出なければならない。

第 6 章 勤務時間、休日及び休暇、育児休業等

第 1 節 勤務時間等

(勤務時間等)

第 38 条 職員の 1 週間当たりの勤務時間は 38 時間 45 分とし、1 週間の起算日は土曜日とする。

2 1 日の勤務時間は 7 時間 45 分とし、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 始業 午前 8 時 30 分

(2) 終業 午後 5 時 15 分

(3) 休憩時間 正午から午後 1 時まで

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ日時を指定して始業及び終業の時刻並びに休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

(1) 業務の都合により必要がある場合

(2) 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員から申出があった場合で、業務の運営に支障が生じないと認められるとき

(3) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態(以下「要介護状態」という。)にある家族を介護する職員から申出があった場合で、業務の運営に支障が生じないと認められるとき

4 学長は、業務上の都合により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員について、第 2 項及び第 45 条の規定にかかわらず、第 1 項の勤務時間の範囲内で、勤務時間、休憩時間及び休日を変更して割り振ることができる。

5 職員の勤務時間等に関し必要な事項は、別に定める職員勤務時間等規則による。

(事業場外の勤務)

第 39 条 職員が出張その他本学の業務を帯びて本学外で勤務する場合であって、勤務時間を算定し難いときは、前条第 2 項に規定する勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間を勤務したものとみなす。

(在宅勤務)

第 39 条の 2 学長は、業務上支障がないと認められる場合又は災害時等における本学の事業継続のために必要と認める場合は、職員に在宅勤務を命ずることができる。

- 2 職員の在宅勤務に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学における在宅勤務に関する規則(令和6年3月28日制定)による。

(時間外勤務等)

第40条 学長は、業務上必要があると認める場合は、第38条又は第45条の規定にかかわらず、時間外勤務(所定勤務時間を超える勤務をいう。)、深夜勤務(午後10時から午前5時までの間の勤務をいう。)又は休日勤務(所定休日の勤務をいう。)(以下「時間外勤務等」という。)を命ずることができる。

- 2 学長は、前項の規定に基づき、時間外勤務等を命ずる場合には、職員の健康を害しないように配慮するものとする。

(災害時の勤務)

第41条 学長は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、職員に時間外勤務等を命ずることができる。ただし、労基法第33条第1項又は同法第36条第1項の手続を必要とするものについては、その手続を行わなければならない。

(宿日直勤務)

第42条 学長は、業務上必要があると認める場合は、勤務時間外又は休日に、職員に宿日直勤務を命ずることができる。

- 2 職員の宿日直に関し必要な事項は、別に定める熊本大学病院宿日直規則(平成16年4月1日制定)による。

(出勤)

第43条 職員は、始業時刻までに出勤し、出勤後直ちに出勤簿に押印しなければならない。ただし、出勤簿への押印については、職員の勤務状況が確認できるものとして学長が認めた方法をもって代えることができる。

(欠勤)

第44条 職員が、休日、休暇による場合その他勤務しないことについて特に承認のあった場合を除き、病気その他やむを得ない事由により欠勤するときは、あらかじめその事由及び予定日数・時間数を記入した欠勤届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ提出できないときは、事後速やかにその理由を付して提出しなければならない。

- 2 前項の提出を怠ったときは、無断欠勤として取り扱うものとする。

第2節 休日及び休暇

(休日及び休日の振替)

第45条 職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 12月29日から1月3日までの日(前号に定める休日を除く。)
- (4) その他学長が指定した日

2 学長は、前項に規定する休日について特に勤務することを命じた場合には、原則として土曜日を起算日とした1週間後の日までの期間にある勤務日を休日に変更して、その勤務することを命じた日に振り替えることができる。ただし、業務の都合上、土曜日を起算日とした1週間後の日までの期間に振り替えることができない場合には、他の勤務日と休日を振り替えることができる。

3 職員の休日及び休日の振替に関し必要な事項は、別に定める職員勤務時間等規則による。
(有給休暇)

第46条 職員の有給休暇は、年次有給休暇、病気有給休暇及び特別有給休暇とする。

(年次有給休暇)

第47条 年次有給休暇は、一の年度につき20日とする。ただし、新たに採用された職員は、20日を限度として当該年度の在職期間に応じた日数とする。

2 年次有給休暇(本項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を超えない範囲内の残日数・時間数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 職員の年次有給休暇に関し必要な事項は、別に定める職員勤務時間等規則による。
(病気有給休暇)

第48条 病気有給休暇は、職員が負傷又は疾病による療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得することができる。

2 生理日における勤務が著しく困難であると請求があった場合には、病気有給休暇として取り扱うものとする。

3 職員の病気有給休暇に関し必要な事項は、別に定める職員勤務時間等規則による。
(特別有給休暇)

第49条 特別有給休暇は、職員が結婚、出産、親族の死亡その他の特別の事由により勤務しないことが相当と認められる場合に取得することができる。

2 職員の特別有給休暇に関し必要な事項は、別に定める職員勤務時間等規則による。

第3節 育児休業等

(育児休業、育児短時間勤務又は育児時間)

第50条 職員は、3歳(職員任期規則第2条第1号から第3号までに規定する職員については、2歳)に満たない子を養育するために必要があるときは、学長に申し出て育児休業をすることができる。

2 職員は、中学校就学の始期に達するまでの子を養育するために必要があるときは、学長に申し出て1週間当たりの勤務時間を19時間30分から25時間までの範囲内で勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)又は所定の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「育児時間」という。)ができる。

3 職員の育児休業、育児短時間勤務又は育児時間に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員育児休業等に関する規則(平成16年4月1日制定)による。

(介護休業、介護短時間勤務又は介護時間)

第 51 条 職員は、要介護状態にある家族を介護するために必要があるときは、学長に申し出て介護休業又は 1 週間当たりの勤務時間を 19 時間 30 分から 25 時間までの範囲内で勤務すること(以下「介護短時間勤務」という。)若しくは所定の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「介護時間」という。)ができる。

2 職員の介護休業、介護短時間勤務又は介護時間に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員介護休業等に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(大学院修学休業)

第 52 条 主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭で、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に規定する専修免許状の取得を目的とする者は、学長の許可を受けて、3 年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学(短期大学を除く。)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修するための休業(以下「大学院修学休業」という。)をすることができる。

2 職員の大学院修学休業に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学大学院修学休業に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(自己啓発等休業)

第 52 条の 2 職員は、自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業(以下「自己啓発等休業」という。)をすることができる。

2 職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員自己啓発等休業に関する規則(令和 6 年 3 月 28 日制定)による。

第 7 章 研修

(研修)

第 53 条 学長は、業務上必要があると認める場合は、職員の研修の機会提供に努めるものとする。

2 職員の研修に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員研修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

第 8 章 人事評価

(人事評価)

第 53 条の 2 学長は、職員に対して職務遂行能力及び業績の評価(以下「人事評価」という。)を実施する。

2 職員の人事評価に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員人事評価規則(平成 19 年 3 月 26 日制定)による。

第 9 章 表彰及び懲戒

第 1 節 表彰

(表彰)

第 54 条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを表彰する。

- (1) 永年勤続し、その勤務実績が優秀である場合
- (2) 特に他の職員の模範として推奨すべき実績があると認めた場合

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学表彰規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

第 2 節 懲戒等

(懲戒の事由)

第 55 条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続を経た上で、懲戒処分を行うことができる。

- (1) 第 30 条、第 31 条及び第 33 条から第 36 条までに規定する服務事項に違反した場合
- (2) 故意又は重大な過失により、本学に損害を与えた場合
- (3) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (4) 重大な経歴詐称をした場合
- (5) その他この規則及び附属する諸規則に違反した行為があった場合

(懲戒の種類)

第 56 条 懲戒の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 戒告 責任を確認させ、将来を戒める。
 - (2) 減給 給与の一部を減額する。ただし、その額は 1 回の事案につき平均賃金の 1 日分の半額を超えないものとし、また、一賃金支払い期において複数の事案がある場合においても、当該賃金支払い期における賃金総額の 10 分の 1 を超えないものとする。
 - (3) 停職 12 月を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
 - (4) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、30 日前に予告して、若しくは 30 日以上平均賃金を支払って解雇し、又は予告期間を設けずに即時に解雇する。
 - (5) 懲戒解雇 即時に解雇し、退職手当は支給しない。この場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、労基法第 20 条に規定する解雇予告手当を支給しない。
- 2 職員の懲戒に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学懲戒規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「懲戒規則」という。)による。

(訓告等)

第 57 条 学長は、服務を厳正にし、規律を保持する必要がある場合には、職員に対して懲戒処分によらず、文書等により訓告又は嚴重注意(以下「訓告等」という。)を行うことができる。

- 2 学長は、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る訓告等を行うに当たり、特に必要と認めるときは、公表することができる。
- 3 訓告等の公表については、懲戒規則第 6 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、「懲戒処分の量定」とあるのは「訓告等の種類」と、「被処分者」とあるのは「訓告等を受ける者」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第 58 条 学長は、職員が故意又は過失により本学に損害を与えた場合は、その全部又は一部を賠償させることができる。

第 10 章 安全衛生

(安全衛生)

第 59 条 職員の安全衛生及び健康診断に関し必要な事項は、別に定める職員安全衛生規則による。

(妊産婦職員の保護)

第 60 条 学長は、妊娠中又は出産後 1 年を経過しない職員(以下「妊産婦職員」という。)が請求した場合は、時間外勤務等をさせてはならない。

2 妊産婦職員の勤務制限に関し必要な事項は、別に定める職員勤務時間等規則による。

第 11 章 出張及び旅費

(出張)

第 61 条 学長は、業務上必要があると認める場合は、職員に出張を命ずることができる。

2 出張を命じられた職員が出張を終えたときは、速やかに報告書を提出しなければならない。

3 職員が出張及び赴任を命ぜられた場合の旅費については、別に定める国立大学法人熊本大学旅費規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

第 12 章 共済

(共済)

第 62 条 職員の共済は、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)の定めるところによる。

第 13 章 保険及び災害補償

(労働保険)

第 63 条 学長は、職員が雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)及び労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)(以下「労災法」という。)の基準により、被保険者に該当するときは、直ちに必要な手続を行わなければならない。

(災害補償)

第 64 条 職員が業務上又は通勤途上において、災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)を受けた場合の災害補償、被災職員の社会復帰の促進並びに被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては、労基法及び労災法の定めるところによるもののほか、別に定める国立大学法人熊本大学職員災害補償規則(平成 17 年 1 月 14 日制定)による。

第 14 章 知的財産権

(知的財産権)

第 65 条 知的財産権に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職務発明等規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

第 15 章 苦情処理

(苦情処理)

第 66 条 この規則及び附属する諸規則の解釈並びに適用に関する疑義又は勤務時間、給与等労働条件に関する職員の苦情を公正かつ適切に処理するため、本学に苦情処理制度を設ける。

2 苦情処理等に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学苦情相談及び苦情処理に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

第 16 章 その他

(宿舍の利用)

第 67 条 職員の宿舍の利用については、別に定める国立大学法人熊本大学職員宿舍規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(保育園の利用)

第 68 条 職員は、別に定める国立大学法人熊本大学こばと保育園利用規則(平成 21 年 3 月 27 日制定)により、本学が設置する保育園を利用することができる。

附 則

(施行日)

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(承認等の承継)

2 この規則の施行日前に国家公務員法、人事院規則及びその他関係法令により発令及び承認を受けていた職員が、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)附則第 4 条の適用を受ける職員となった場合の発令及び承認事項については、その効力を承継する。

3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における職員(教授、准教授、講師、助教、助手及び労務職員を除く。)に対する第 21 条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65 年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年

4 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における労務職員に対する第 21 条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65 年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年

附 則(平成 17 年 1 月 14 日規則第 8 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 14 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日規則第 64 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 24 日規則第 127 号)

この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日規則第 75 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 26 日規則第 85 号)
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 6 日規則第 52 号)
この規則は、平成 20 年 3 月 6 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日規則第 103 号)
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 29 日規則第 241 号)
この規則は、平成 20 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 3 日規則第 264 号)
この規則は、平成 20 年 12 月 3 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 28 日規則第 3 号)
この規則は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日規則第 128 号)
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日規則第 46 号)
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日規則第 41 号)
この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 26 年 3 月 27 日規則第 25 号)
- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この規則施行の際現に国立大学法人熊本大学職員雇用規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 7 条及び第 8 条の規定により任期を定めて採用されている教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「任期付教員」という。)のうち、この規則施行の日前に労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)第 18 条第 1 項に規定する通算契約期間が 5 年を超えることとなったものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の申込みについては、その効力を有する。
 - 3 この規則の施行の日前に任期付教員として在職していた者のうち、平成 25 年 4 月 1 日以後に労働契約が締結され、当該労働契約の任期中の業績審査により再採用可となったものについては、学長が教育研究上特に必要と認めるときは、改正後の第 7 条の 2 第 1 項の規定を満たしているものとみなすことができる。

附 則(平成 27 年 9 月 24 日規則第 266 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 28 日規則第 302 号)
この規則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 22 日規則第 455 号)
この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 22 日規則第 195 号)
この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 28 日規則第 220 号)
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 10 月 26 日規則第 229 号)
この規則は、平成 29 年 10 月 26 日から施行し、改正後の第 50 条第 1 項の規定は、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 55 号)
1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2 この規則施行の際現に第 14 条第 1 項第 1 号の事由による休職(以下「病気休職」という。)中である者の改正後の第 17 条の適用については、当該病気休職から復職後の新たな病気休職からとする。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 63 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 26 日規則第 404 号)
この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日規則第 55 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 24 日規則第 36 号)
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 23 日規則第 101 号)
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 28 日規則第 162 号)
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 27 日規則第 51 号)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 47 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までに付与された年次有給休暇にあっては令和 8 年 3 月 31 日まで、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに付与された年次有給休暇にあっては令和 9 年 3 月 31 日まで繰り越すことができるものとする。

別表(第 11 条の 2 関係)

管理監督職等の職員区分、職種及び職名

区分	職員区分	職種	職名
管理監督職	教育職員	校長、園長、教諭(特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の主事に限る。)、教頭	
	一般職員	事務職員	本部長、部長、課長、監査室長、高度専門員
		技術職員	施設系技術職員 本部長、部長、課長
			教育研究系技術職員 技術専門員(研究開発戦略本部技術部門長に限る。)
		図書職員	課長
管理監督職に準ずる職	医療職員	看護職員	看護部長、副看護部長
	一般職員	事務職員	副課長、副監査室長、室長、主幹、専門員
		技術職員	施設系技術職員 副課長、室長
		図書職員	副課長、室長
	医療職員	医療技術職員	薬剤師 副薬剤部長、室長
			診療放射線技師 診療放射線技師長、副診療放射線技師長
			臨床検査技師 臨床検査技師長、副臨床検査技師長
			栄養士 栄養管理室長

○国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則

(令和3年3月24日規則第80号)

改正 令和4年3月14日規則第28号 令和5年3月20日規則第72号

令和6年3月27日規則第144号 令和7年3月27日規則第120号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成16年4月1日制定)第10条第4項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)が教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)に関し必要な事項を定める。

(自己点検・評価の領域)

第2条 自己点検・評価の対象とする領域(以下「自己点検・評価領域」という。)は、別表の左欄に掲げるとおりとする。

(統括責任者)

第3条 本学に、自己点検・評価統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

2 統括責任者は、自己点検・評価に係る業務を統括する。

(推進責任者)

第4条 本学に、自己点検・評価推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置き、別表の左欄に掲げる自己点検・評価領域に応じ、別表の中欄に掲げる者をもって充てる。

2 推進責任者は、自己点検・評価に関する業務を掌理する。

(推進責任者による自己点検・評価等)

第5条 推進責任者は、別表の右欄に掲げる会議又は委員会(以下「所掌会議等」という。)の議を経て、評価項目を定めるものとする。

2 推進責任者は、事業年度ごとに、前項の評価項目について、自己点検・評価を実施する。

3 推進責任者は、前項の自己点検・評価を実施するに当たって、必要に応じて、学生、卒業生若しくは修了生又は卒業生若しくは修了生の主な雇用者その他の関係者から意見を聴取するものとする。

4 推進責任者は、第2項の自己点検・評価の結果を国立大学法人熊本大学大学評価会議(以下「大学評価会議」という。)に報告するものとする。

5 推進責任者は、前項の自己点検・評価の結果に改善が必要な事項があると認めたときは、所掌会議等の議を経て、改善計画を定め、大学評価会議に報告するとともに、改善を実施するものとする。

6 推進責任者は、前項の改善の実施状況を、事業年度ごとに、大学評価会議に報告するものとする。

(大学評価会議による自己点検・評価等)

第6条 大学評価会議は、前条第4項の自己点検・評価の結果、同条第5項の改善計画及び同条第6項の改善の実施状況(以下「推進責任者による自己点検・評価の結果等」という。)に基づき、原則として6事業年度ごとに、前条第1項の評価項目について、自己点検・評価を実施する。

2 大学評価会議は、前項の自己点検・評価の結果を統括責任者に報告するものとする。
(統括責任者による改善指示)

第7条 統括責任者は、前条第2項の自己点検・評価の結果に改善が必要な事項があると認めたときは、推進責任者に改善計画の策定を指示するものとする。

2 推進責任者は、前項の指示を受けた場合は、所掌会議等の議を経て、改善計画を定め、統括責任者に報告するものとする。

3 統括責任者は、前項の改善計画に基づき、推進責任者に改善を指示するものとする。

4 推進責任者は、前項の指示に基づき、改善を実施するものとする。
(外部評価の実施)

第8条 統括責任者は、自己点検・評価の結果について、必要に応じて、本学の職員以外の者による評価を受けるものとする。
(公表)

第9条 大学評価会議は、自己点検・評価の結果を、本学のホームページ等で公表するものとする。
(事務)

第10条 自己点検・評価に関する事務は、経営企画本部において処理する。
(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月14日規則第28号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日規則第72号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第144号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日規則第120号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条、第4条、第5条関係)

評価領域	推進責任者	所掌会議等
教育	教育・学生支援担当の理事	国立大学法人熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会
施設管理	総務・財務・施設担当の理事	国立大学法人熊本大学施設・環境委員会
設備 (ICT)	情報ガバナンスを所掌する副学長	国立大学法人熊本大学 ICT 戦略会議
設備 (図書)	附属図書館長	熊本大学附属図書館運営委員会
学生支援	教育・学生支援担当の理事	熊本大学学生委員会
入学者受入	入試・高大連携担当の副学長	熊本大学入学試験委員会
研究	研究・グローバル戦略担当の理事	国立大学法人熊本大学研究推進会議
社会貢献	研究開発戦略本部長	熊本大学研究開発戦略本部運営委員会
国際	グローバル推進機構長	熊本大学グローバル推進機構会議

○国立大学法人熊本大学大学評価会議規則

(平成 19 年 3 月 22 日規則第 52 号)

改正 平成 20 年 3 月 27 日規則第 80 号 平成 21 年 3 月 26 日規則第 61 号
 平成 21 年 12 月 24 日規則第 252 号 平成 22 年 9 月 30 日規則第 134 号
 平成 23 年 3 月 24 日規則第 27 号 平成 25 年 4 月 1 日規則第 63 号
 平成 28 年 3 月 31 日規則第 155 号 平成 29 年 3 月 31 日規則第 113 号
 平成 30 年 3 月 22 日規則第 104 号 平成 31 年 3 月 29 日規則第 40 号
 令和 3 年 3 月 31 日規則第 105 号 令和 3 年 12 月 28 日規則第 230 号
 令和 6 年 3 月 27 日規則第 56 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。)

第 29 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学に、国立大学法人熊本大学大学評価会議(以下「大学評価会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 大学評価会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学改革・評価担当の理事
- (2) 学長が指名する理事 2 人
- (3) 国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則(令和 3 年 3 月 24 日制定)第 4 条に規定する自己点検・評価推進責任者
- (4) 文学部、法学部、大学院人文社会科学研究部及び大学院社会文化科学教育部の副部局長のうちから選出された者 3 人
- (5) 教育学部及び大学院教育学研究科の副部局長のうちから選出された者 1 人
- (6) 理学部、工学部、情報融合学環、大学院先端科学研究部及び大学院自然科学教育部の副部局長のうちから選出された者 3 人
- (7) 医学部、薬学部、大学院生命科学研究部、大学院医学教育部、大学院保健学教育部及び大学院薬学教育部の副部局長のうちから選出された者 4 人
- (8) 病院の副部局長
- (9) 経営企画本部長
- (10) その他学長が必要と認めた者

2 前項第 10 号の委員は、学長が委嘱する。

3 第 1 項第 10 号の委員の任期は学長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

(任務)

第 3 条 大学評価会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 自己点検・評価の基本方針及び具体的施策の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施及び結果の公表に関すること。
- (3) 自己点検・評価の結果に基づく改善に関すること。

- (4) 第三者評価への対応に関すること。
 - (5) その他大学評価に関し議長が必要と認めた事項
- (議長)

第4条 大学評価会議に、議長を置き、大学改革・評価担当の理事をもって充てる。

- 2 議長は、大学評価会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 大学評価会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 大学評価会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を大学評価会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会等)

第7条 大学評価会議に、委員会及びワーキンググループを置くことができる。

- 2 委員会及びワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 大学評価会議の事務は、経営企画本部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、大学評価会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人熊本大学大学評価会議規則(平成16年4月1日制定)及び国立大学法人熊本大学大学評価本部規則(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成20年3月27日規則第80号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日規則第61号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日規則第252号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日規則第134号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日規則第 27 号)
この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日規則第 63 号)
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 155 号)
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 113 号)
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 104 号)
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 40 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 105 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 28 日規則第 230 号)
この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 27 日規則第 56 号)
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○熊本大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則

(平成 23 年 3 月 24 日規則第 34 号)

改正 平成 23 年 3 月 28 日規則第 71 号 平成 23 年 7 月 28 日規則第 95 号
 平成 24 年 12 月 27 日規則第 129 号 平成 26 年 4 月 30 日規則第 59 号
 平成 28 年 3 月 31 日規則第 207 号 平成 28 年 5 月 31 日規則第 334 号
 平成 29 年 3 月 31 日規則第 152 号 平成 30 年 3 月 22 日規則第 147 号
 平成 30 年 4 月 26 日規則第 194 号 平成 31 年 3 月 28 日規則第 229 号
 令和 5 年 3 月 23 日規則第 129 号 令和 6 年 3 月 27 日規則第 97 号
 令和 6 年 4 月 25 日規則第 212 号

(趣旨)

第 1 条 熊本大学大学教育統括管理運営機構規則(平成 28 年 5 月 26 日制定)第 20 条第 2 項の規定に基づき、熊本大学ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学教育統括管理運営機構副機構長(以下「副機構長」という。)
 - (2) 大学教育統括管理運営機構教養教育実施本部長
 - (3) 半導体・デジタル研究教育機構附属情報統括センター長
 - (4) 各学部(医学部にあつては、医学科及び保健学科とする。以下同じ。)、情報融合学環、大学院教育学研究科及び大学院各教育部のファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)を担当する委員会等から選出された教員 各 1 人
 - (5) 大学教育統括管理運営機構から選出された教員 1 人
 - (6) 半導体・デジタル研究教育機構総合情報学部門教授システム学分野から選出された教員 1 人
 - (7) 学生支援部教育支援課長
 - (8) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第 4 号の規定にかかわらず、特段の事由(学部等の FD を担当する教員が研究科等の FD についても担当する場合等をいう。)がある場合は、学部及び研究科又は学部及び教育部から 1 人を選出することができる。
- 3 第 1 項第 4 号の委員のうち情報融合学環から選出された者は、同項第 6 号の委員を兼ねることができる。
- 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号の委員は、同項第 5 号の委員を兼ねることができる。
- 5 第 1 項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号の委員は、大学教育統括管理運営機構長が委嘱する。
- 6 第 1 項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 7 第 1 項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について、審議する。

- (1) 教育を中心とした全学的なFDの実施に関する事。
- (2) その他FDの実施に関し委員長が必要と認めた事項

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副機構長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を主宰する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第7条 委員会に、専門的事項を調査審議するため、専門委員会及びワーキンググループを置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第71号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月28日規則第95号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成24年12月27日規則第129号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 熊本大学教養教育機構運営委員会教養教育FD委員会細則(平成23年8月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成26年4月30日規則第59号)
この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第207号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 附 則(平成28年5月31日規則第334号)
- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。
 - 2 この規則施行後、最初に委嘱される第2条第1項第4号から第6号まで及び第8号の委員の任期は、同条第4項の規定に関わらず、平成30年3月31日までとする。
 - 3 この規則施行後、平成28年9月30日までの間における委員長は、第4条第2項の規定に関わらず、この規則施行の日の前日に委員長であった者とする。

附 則(平成29年3月31日規則第152号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日規則第147号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月26日規則第194号)
この規則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日規則第229号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月23日規則第129号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第97号)
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月25日規則第212号)
この規則は、令和6年4月25日から施行する。

Get a job by
KUMA★NAVI

つかめ!!就活の星

熊大生の就職活動を総合的に支援する、KUMA★NAVI!!
キミもいまず登録して、就職の星を掴もう!!

Kumamoto University



熊大就活ナビ

熊本大学 学生専用キャリア支援サイト

KUMA★NAVI

熊大生の就活の
強い味方!

KUMA★NAVI
3つのPOINT

POINT 1

熊大に寄せられた、企業・求人情報が
どこからでも
検索・閲覧可能!
(登録制)

POINT 2

学内のガイダンス・セミナー等の
申込みや予約も
カンタン!
(学部個別の行事を除く)

POINT 3

パソコンでもスマホでも
各種機能が使えて
とっても便利!

さあ、今すぐ
アクセス!!

いつでもどこでも求人の閲覧やエントリー、就職情報をチェックできる!

<https://uc-student.jp/kumamoto-u/>

(2018年1月~)

QRでカンタン
アクセス!



お問合せ

熊本大学学生支援部就職支援課 TEL: 342-2117 E-mail: gas-syuki@jimu.kumamoto-u.ac.jp

詳しい使い方は
裏面を CHECK!

KUMAMOTO UNIVERSITY KUMA★NAVIで効率的な就職活動!!

step1

スマートフォンでQRコードを読み込む または 次の手順で、KUMA★NAVI ホームページへアクセス

熊本大学ホームページトップページ

キャリアサポート

KUMA★NAVI



QRコード→

step2

熊本大学 ID、パスワードを入れてログイン

熊本大学 ID とパスワードを入力してください(熊本大学 ID 確認 / パスワード 変更)

Service Provider: キャリタス UC

熊本大学 ID:

パスワード:

表示言語(Display language): 日本語

☐ ユーザ情報送信の同意を解除する

ログイン

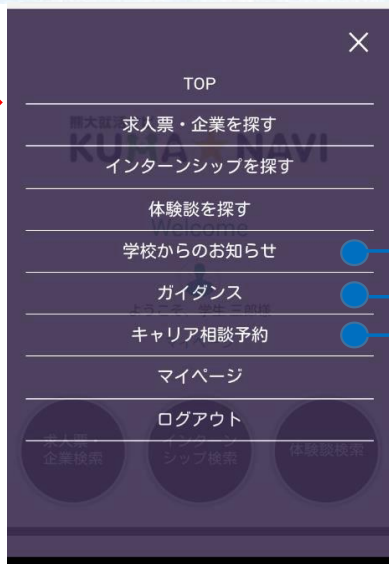
熊本大学 ID / パスワードを入力

1. 「Service Provider」が「キャリタス UC」と表示されます。
2. 情報送信の確認画面が表示されます。
(安心して次に進んで下さい。)
3. 初回ログインのみ、「学生基本情報登録」にて、
基本情報の登録が必要になります。

step3

KUMA★NAVI を活用しよう!

学内企業説明会などの就活支援イベント情報が得られる【ガイダンス申し込み】や50分枠でじっくり相談ができる【キャリア相談予約】を活用して学内でしっかり就活の準備ができます。



学校からのお知らせ

大学からの就職支援に関する最新情報等が表示されます。

ガイダンス

学内で開催される就活関連イベントの詳細を確認し、予約をすることができます。

キャリア相談予約

キャリア支援課の就職相談員が、進路に関する相談やエントリーシートの添削、面接練習等をしてくれます。1コマ50分枠で、2週間先までの予約が可能です。
(相談員2名、午後4コマで実施)

各カテゴリー

トップ画面を下にスクロールすると、各種検索ボタン、大学からのお知らせや求人に関する情報が表示されます。

重要

就職や進学など、進路が決定したら

進路決定報告システム

で報告を!

熊本ポータルにある「進路決定報告システム」から報告をお願いします。

※学内 LAN 内のパソコン(図書館、キャリア支援課、各研究室)を使用の上、熊本 ID でログインした場合のみ、入力可能です。

就職(企業就職、教職、公務員)のみならず、進学など卒業後の進路を全員が必ず登録することになっています。最終的な進路が決定したら速やかに登録して下さい。

【各種問合せや相談は・・・】

学生支援部就職支援課

黒髪北地区 全学教育棟 C 棟1階

電話 096-342-2117・2120

